

Title	勅撰和歌集と卷子装
Sub Title	A study about the relation between anthology of poems collected by Imperial command and the rolled books
Author	佐々木, 孝浩(Sasaki, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2007
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.42 (2007. ) ,p.181- 230
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	関場武文庫長退職記念
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20070000-0181">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20070000-0181</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 勅撰和歌集と卷子装

佐々木孝浩

### はじめに

日中の書物史を比較して興味深い事象の一つは、殆どが中国で発明された装訂法が、その中国においては淘汰される形で袋綴（線装）が圧倒的多数を占めるようになったのに対し、日本

においては複数が併存し続けたことである。そう言った要因の主たるもの一つとしては、本に用いられる紙、料紙の質の差を上げることができるのではないだろうか。やはり製法は中国から伝わりながらも、日本国内で採取・栽培できる植物を用いた改良が加えられたことにより、両国の紙の質が次第に大き

く異なっていたことを、その主因と考えるのである。装訂と料紙は当然のことながら密接な関係があり、それぞれの装訂法には適する紙質と、適さない紙質がある。中国で北宋ころから盛んに用いられるようになった竹紙が、日本でも主流の料紙であったならば、綴葉装が中世以後も写本に盛んに用いられることはなかつたはずである。

そうした料紙の問題とも関係があると思われるのだが、文化的好みや装訂に対する認識の違いという理由も大きく働いて、その用いられ方に圧倒的な差異が生まれた装訂がある。即ち卷子装である。本稿では日本人の卷子装に対する意識を端的に象徴する事例であると思われる、勅撰和歌集奏覧本の形態につい

て考察することによって、日本人と卷子装の関係を明らかにしてみたいと考える。

## 一 日本における卷子装

### ア 卷子装の日本伝来

甲骨文や金石文は措き、現在の書物の遠祖とも言える、竹簡や木簡を連ねて紐で結び合わせた簡策が用いられるようになったのは、商（殷）朝（前一六〇〇～前一〇五〇頃）ともいわれ、直接の祖ともいえる絹布に文字を記した帛書は、遅くとも紀元前七～六世紀頃には用いらはじめていたという。

簡策は折りたたんで仕舞われることもあったが、帛書は一般的には巻いて保管する方法が取られていたらしいことは、『漢書』芸文志で、簡策の数える単位は篇であるのに、帛書は巻で示されていることから明らかである。簡策は重く、帛書は高価であるとの欠点があったが、それらを免れた理想的な素材が紀元前二世紀頃に開発された。即ち紙である。『後漢書』に見える蔡倫が元興元年（一〇五）に発明したとされる紙と、紀元前の紙に製法や素材の違いがあったにせよ、改良を重ねて絹布

の代用たりえるようになった紙は、次第に書物に用いられるようになり、三～四世紀頃には、竹簡や絹に代わる存在となつていたようである。

絹に近い性質を有し、その代用品であつた紙を用いて最初に作られた書物は、当然のことながら帛書と同様の卷子装であつた。しかしながら、絹と異なり折ることが可能な紙の性質が注目されるようになり、唐代末頃より折本が用いられるようになったという<sup>1)</sup>。また空海が唐より持ち帰つた所謂「三十帖策子」の装訂は粘葉装であり、空海が唐から帰国した大同元年（八〇六）以前に、中国で冊子が製作されていたことは確かである。

日本にもたらされた書籍の文献上の初見が、『古事記』応神十六年（二八五）条に見える、百濟から献せられた和邇吉師（書記では「王仁」）が貢進した『論語』十卷・千字文、一卷であることは良く知られている。『巻』とあるからには、卷子装であつたのであろう。この話の信頼度はともかくとして、奈良時代以前に中国から様々な経路で日本に入ってきた紙を用いた書籍の形態が、卷子装であつたことは疑いないことである。

またそれを真似て日本で製作された書籍も、当然の如く卷子装であつたと考えられる。現存する最古のものは、聖徳太子自

筆とされる『法華義疏』（御物）であり、それに次ぐのが「丙戌」（天武十五年（六八六））の書写奥書がある。金剛場陀羅尼經<sup>1</sup>（文化庁）である。奈良時代になると国家事業の一環として大量の經典が書写されたが、これらも原装はすべて卷子であり、極僅かに確認できる外典もまた同様である。<sup>2</sup>

平安初期までの日本人にとって、書籍と言えば即ち卷子本であったのである。日本における書物史を考えると、この事実の重みを軽んじてはならないように思われる。

## イ 卷子装の地位

卷子装の最大の欠点が扱いにくさであることは言うまでもない。読みたいところを直ぐに見ることは出来ないし、読み終わつた後に巻き戻すのも手間である。ところが卷子本の軸を取り払い、長い紙を一定の幅で折りたたんでいくだけで、容易にそうした問題点を解決できるのである。しかも数多く保管する場合には、重ねると隙間が出来る卷子装よりも、折本の方が空間的な無駄が無くて済む利点もある。このような理由で、折本に改装されたり、最初から折本として仕立てられることが多くなつていったものと考えられる。<sup>3</sup>

こうした推移は日本でも起こつたことであるが、その変化の

度合いは両国ではかなり異なっていたようである。敦煌から発見された大量の写本は殆どが卷子本で、年次のはっきりしたものは四〇六年から一〇〇四年に至るまでのものが確認されているという。辺境の地のものであつても、この時代に平原地域でも卷子装が普通に用いられたものと考えられる。しかしながら、敦煌本を除くと今日の中国で確認できる卷子本の遺品は極めて少ないのである。

宋版の大蔵経が初期のものは卷子で製作され、次第に折本が主流となつていく様<sup>4</sup>や、外典の版本が貼葉装で制作されていることをみると、印刷が普及する十、十一世紀頃に、卷子装は時代遅れの形式として急速に廃れて用いられなくなったことが判る。中国に於いては、卷子装は折本や冊子本の登場によって駆逐されたといつて良いほどに、姿を消してしまつたのである。<sup>5</sup>

一方日本では一万点を越す奈良時代写経の卷子本が現存しているのみならず、分野を限らなければ近世期に至るまで卷子装は使い続けられており、現存数も膨大な数にのぼる。日本に於いて卷子装がいわば生き残つたことについて、例えば川瀬一馬は『日本書誌学用語辞典』（雄松堂書店、昭57）の「卷子本」の項で、「書物の形態が種々簡便に発達した後にも、大切なも

のは卷子本に仕立てられる傾向にあった」と述べている。これについてより詳しく説明したものに、山本信吉氏「古典籍が教える書誌学の話」（注2所掲）がある。些か長い文章だが引用しておきたい。

卷子装本は、我が国で典籍が一般的になつた飛鳥・奈良時代および平安時代前期においては、典籍の体裁の基本であつたが、平安時代中期以降に帖装本・冊子装本が利用されるようになる、しだいに特定の位置を占めるようになる。それは卷子装本が典籍として正式的・公式的位置を占めるようになり、帖装本・冊子装本の私的性格と区別される傾向が生じてくることである。

卷子装本が公的性格を持った本であると書いた史料は別がない。ただ、永い間、数多くの貴重な古典籍を拝見しているなかで、自ずから特定の目的を持って書写された本は卷子装本となつている場合が多いと理解している。

卷子装の形で日本にもたらされた文字情報が、あまりにも重要でまたありがたいものであつたことにより、それらの器たる

卷子というものに対しても、日本人は特別な価値を感じる様になつていたらしいのである。紐を解き、繰り広げて読み、また巻き戻さなければならぬ卷子は、確かに扱いが面倒であるけれども、その大きな欠点が逆にありがたみを増す効果を備えてもいたのである。

## 二 卷子装と勅撰和歌集

### ア 勅撰集と卷子本の関係

その様な日本における卷子装のあり方と、文字との関連について言及したものに、橋本不美男『原典をめざして 古典文学のための書誌』（笠間書院・昭49）の「装幀の歴史と種類」がある。そこでは、「勅撰集の場合は、奏覧本はかならず巻物仕立にしなければならなかつた」と述べられ、「勅撰和歌集の古写本の場合、撰進年次に近いと思われる書写で、もともとの卷子本であれば、奏覧本である可能性が大きい」との指摘もある。<sup>6)</sup>

この問題は、日本における卷子装の受容を考えるに留まらず、和歌研究上でもまた重要であると思われるので、以下に勅撰和歌集と卷子装の関係について具体的に考察を行つてみたい。

先に「卷子装本が公的性格を持った本であると書いた史料は別がない」との見解を引用したが、それを間接的に述べる資料ならば存在している。即ち二条為実（文永三年（一二六六）頃～元弘三年（一一三三））の関与が想定される、藤原定家に仮託された歌論書『愚秘抄』である。

『愚秘抄』は少なからぬ写本の他に、刊年不明の版本も存しており、『日本歌学大系』第四巻の解題で、版本や群書類従などの流布本と、歌学大系の底本となった一冊本とに大きく二分されている。三輪正胤氏は「偽書の歌論『愚秘抄』のばあい」（『和歌文学論集』歌論の展開、風間書房、平7）において、一冊本を更に細分化されているが、全体的な系統分類は未だ成されていないのが現状である。今此処で取り上げたい記述についても、諸本間で文章の異同のみならず、その有無にも大きな違いが存しているのだが、取り敢えずは、『日本歌学大系』本（久曾神昇氏蔵本）と、群書類従本に近しい本文を有する冷泉家時雨亭文庫蔵の永正十七年（一一二〇）の奥書を有する本の、後半（鵜末部分）に存する勅撰集の奏覧本に関する箇所を、代表的なものとして引用しておく<sup>17</sup>。

『愚秘抄鵜末』（日本歌学大系本）

勅集奏覧の事、先吉日良辰勸得て巻物にかくべし。序あらば一巻なるべし。四季雑等の部二十段もあれ、又其外何段も侍れ、一段づゝ巻物に書きて、別々の巻なるべし。序に真名序もしあらば、仮名序一巻なるべし。但、猶相伝云、真名序をば一巻にかきはなちて後に奏覧すべしといへり。古今集の例也。

『愚秘抄』末（冷泉家時雨亭文庫蔵本）

仮名序ははじめにありて、真名序は奥にあるべしとなん。又まな序をまつ書て、其次に仮名序をかける事も侍り。但凡勅撰の規式双紙に書こと侍らず。一段々々巻物に書べき也。されば貫之古今奏覧も廿一卷にしとめて侍き。それに目錄そへて廿二巻也となん。後の真名序淑望がまいらせは廿三巻になりて侍き。延喜御門にたてまつりける根本の本むらさきにて点をおほせたりけるとかや。

多分に成立やその内容に問題のある作品であり、無批判にこれらの記述を信用するのは学問的態度としては正しくないだろ

うが、この様な記述が全く何の根拠もなく捏造されたとも考えがたい。両者はとも同一作品とは思えない程に記述が異なっているものの、根幹的な部分での共通性があることも確かである。そこに幾分かの真実が含まれている可能性もあるのではないだろうか。そこでこれらの記述から、共通する事項や注意される部分などを抽出し、それらを史実と照らし合わせつつ、その正否について確認してみたい。

両者にはつきり確認できることは、勅撰集の奏覧本は卷子に書くものだという故実の存在である。特に時雨亭文庫本が「凡勅撰の規式双紙に書こと待らず」と、強調していることは、その規範性の強さを象徴していると考えられる。

#### イ 勅撰集奏覧本の姿

先に引用した『愚秘抄』の記述により、「古今集」以来勅撰集の奏覧本は、序も含めて（両序ある場合は分けて）、巻毎に独立した卷子本に仕立てられていたらしいことが窺われるのだが、やはりその装訂の具体的な姿も気になるのである。実はこのことについても、『愚秘抄』にかなり詳細な記述が存している。同じ二本から引用してみたい。

#### 『愚秘抄鵜末』（日本歌学大系本）

料紙の事色々の色紙、もともよろし。又高檀紙もくるしからず。金をちらし下絵などあるべきにや。但、千載集をば下絵もなき高檀紙にかゝられたりき。古今をば色紙に書きけるが故に、其例として新古今をも色々の色紙に書き侍りし也。巻々の表紙の事、四季には各其季の景気を絵に書くべし。雑などは其部の巻頭の歌の心ばへを絵に書くべし。巻頭の歌にさりぬべきふしもなくば、其部いづれの歌にても作者も歌もことなるを書きあらはずべし。又序巻の表紙には、其中にことなる珍しきふしを絵にかきあらはずべきにや。また云、序には必ず難波の地形を書くべしといへり。

真名序、仮名序をもし両巻にせば、仮名序には安積山の地勢、真名序には難波の體を書くべし。又仮名序ばかりならば、裏表に安積、難波を書くべし。又心得べし。面は難波江、裏は安積山なるべし。仮名序ある程にては必ず真名序ありたき事也。又鶴亀松、此三種をいづくにもおなじ様に書く事も侍り。更に難なくよろしき歟。千載集の時はか様に調せられたりし也。軸の事水精の軸をよろしとす。必ずさるべきにや。箱の事、時絵の箱常の事也。相伝云、箱蓋

にうちしきをして、それにならべ入れて可<sub>レ</sub>献也。うちしきは錦なるべき歟。もし錦ことぐしきと云義あれば、白綿尤よろしき也。

『愚秘抄』末（冷泉家時雨亭文庫蔵本）

…さて勅撰奏覧の時の料紙はさまぐ也。古今は色ぐのいろ紙にて書たりと見えたり。新古今は烏子紙にて書たりき。羅の表紙に松竹鶴亀をおし物にして侍き。愚老此事奉行して撰者は五人侍しかども、勅定によりていとなみて侍し。蒔絵の箱のふたに入て奏覧して侍き。

これらにより、「古今集」や「千載集」そして「新古今集」の奏覧本について具体的な姿が判るのだが、個別にはなく、全体を纏めて奏覧本の形態の特徴を以下に整理しておきたい。

料紙：色紙・高檀紙・鳥の子（下絵ある場合もあり）

表紙：部立や巻頭歌に関係する絵・羅（松竹鶴亀の押物）

軸：水晶

箱：蒔絵（内敷は錦又は白綿）

奏覧本は卷子装であるばかりではなく、やはりそれに相応しく上等に仕立てられていたことが窺われるのである。

### 三 勅撰集奏覧本の実態

それでは『愚秘抄』の記述の信頼性を確認する為にも、続いては勅撰二十一代集の奏覧本に関する記述を、他の歌字書類や公家日記などから収集してみたい。

A 金葉集（三奏本）・詞花集

『愚秘抄』には「古今集」奏覧本についてかなり詳しい記述があったが、他に同様な資料は見出せず、それを裏付けることは不可能である。奏覧本の形態について僅かでも信頼できる記述が確認できるのは、『金葉集』からである。

藤原清輔『袋草紙』上巻には、「奏覧本造紙之、自筆書之」

と見え、『金葉集』三奏本が、撰者俊頼自筆の「造紙」（冊子本であったことが判明し、いきなり奏覧本は卷子装であるとの故実が崩壊してしまうのである。これに追い打ちをかけるかの様に、同書では続けて、『詞花集』に関する記述にも「奏覧本、



布目色紙草子、自筆也」とあり、布目にせよ色紙であることは『愚秘抄』と一致するものの、やはり撰者頭輔自筆の草子（冊子）本であったことが判るのである。

清輔の父の撰であるだけに、『詞花集』に関する記述は極めて信憑性は高い。その『詞花集』が冊子であったのは撰者筆であることも含めて、『金葉集』に做ったものと思われ、『金葉集』三奏本に関しても信用して良いように思われるのである。

## B 千載集

続く『千載集』奏覧本に関しては、やはり撰者の息であった定家がその日記『明月記』に記録しているの、かなり詳細にその姿を確認することができる。後白河院に奏覧された文治四年（一一八八）四月二十二日の条には、その形態について、『自筆御清書、白色紙、紫檀軸<sup>具鶴丸</sup>、羅表紙、紬紐、外題中務少輔伊経書之、納菅、管時絵自御章手有新歌」と記されている。螺鈿の鶴丸文をあしらった紫檀の軸であったといふのだから、巻子装であったことは疑いない。その表紙は薄い絹織物である羅で、時の能筆である世尊寺伊経が外題を書き、紐は紬（しろぎぬ）、料紙は白色紙で俊成自らが清書し、自歌を自筆で章手書きにした時絵の箱に納められていたというのである。

軸が水晶ではないのが『愚秘抄』と異なるが、羅の表紙と料紙の色紙については一致している。ただしやや気になるのは、単なる色紙ではなくて「白色紙」であることであろう。白い色紙なのか、白色の紙なのか問題であるが、『源氏物語』等に「しろきしきし」と仮名書きされる例が散見されるので、やはり白い色紙と考えて良いであろう。ここで言う色紙が方形の料紙でないのと言うまでもなく、染料で着色した紙のことであるので、「白色紙」も何らかの方法で白く染めた紙と考えたいところである。和紙は通常の製造方法では真っ白にはならず、白くするためには加工が必要であったものと思われる。

その加工法は不明だが、『中御門宗忠』中右記「寛治元年（一一八七）十二月二十四日条に、堀河天皇の読書始で用いられた『古文孝経』が「白色紙」であったとある様に、高貴な人物の為の書物が「白色紙」を料紙としていた例は多く認められるのであり、俊成が奏覧本に用いたのも自然であったと評することができるであろう。<sup>10)</sup>

『千載集』の奏覧本については、『明月記』の他にもその形態を伝える資料が存している。よく知られたものであるが、静嘉堂文庫蔵・伝甘露寺経元筆八代集（三〇三・一）中の千載集や、

天理図書館蔵・伝豊原統秋筆本（九一・二三　イ二九）等に  
存する、六条季経の奥書がそれである。次に静嘉堂文庫本に拠つ  
て引用しておきたい。

此集奏覽之本卷物廿卷也、料紙色紙白、

表紙青、軸紫檀摺、撰者自筆、外題金泥、

中務権少輔 伊経書之、納時絵手箱、時韋手、件韋手<sup>一</sup>

撰者自筆云々、和哥一首函之其哥曰

和哥の裏に千々の玉藻はかきつめつ

万代までに君か見むため 蓋に時也

後の世もなをたのむかな君か代に

あへるは法のうき木とおもへは 身に時也

文治四年八月廿七日以撰者皇太后宮大夫入道

自筆之本自書写之雖手跡見苦為家証

本書之不審之所々行向彼撰者之許

相尋子細直付畢允証本也

宮内卿 在判 秘本也

給保季畢 在判

此により、羅の表紙の色が青であったことと、外題が金泥で  
あったこと、そして蓋と身に施された筆手書きの歌（前者は玉  
葉集に入集（二〇九三）も判明するのである。猶、『親宗卿記』  
（伏見宮記録文書の内）文治四年四月二十二日条にも、『赤木軸  
螺 羅表紙』・『納時絵手箱和歌一首詠之書手時絵』等と見えている。  
本の形態が詳しく判ることのみならず、奏覽本を収める箱の  
情報が得られる点でも、千載集は貴重な存在であるといえよう。

### C 新古今集

『新古今集』の撰集過程や竟宴については、『明月記』や『家  
長日記』等に情報が多くあるにも拘わらず、竟宴本や後鳥羽院  
が所持した本の形態については、確かなことは何一つ判らない。  
関連する唯一の資料が先に引用した『愚秘抄』の記述であり、  
それによれば奏覽本の料紙は「鳥子紙」で、「松竹鶴亀をおし  
物」にした「羅うらの表紙」を有しており、愚老（定家）が「時絵  
の箱のふたに入て奏覽」したという。そもそも、後鳥羽院の親  
撰性の強い『新古今集』において、奏覽というものがあったの  
かどうかはつきりしないのであり、この記述を俄には信用し難  
いのである。この後に竟宴のことらしい記事が続くので、竟宴  
本と見ることも一応は可能ではあるが、竟宴に定家は参加して

おらず、定家仮託書としては矛盾を来すことになるのである。  
「おし物」というのがどういふものであるのかは不明だが、  
版木で絹に印刷したものであろうか。絹地の印刷といえは、中  
国では宋代から行われたという、紋型を用いて漆を刷り付け、  
その上に金箔を置いて漆の無い部分を払い落として模様を付け  
る、印金（銷金）の技法が思い出されるが、それを「おし物」  
と呼んだ例は見出せていない。ともかくも、羅の表紙に模様が  
加えられているという情報は興味深いが、やはり『新古今集』  
の例は除外しておいた方が無難であろう。

#### D 新勅撰集

十三代集の最初の集である『新勅撰集』は、定家の単独撰で  
あったことにより、『明月記』に関連記事が豊富であり、その  
形態についても比較的詳しい情報を得ることができる。

とはいえ、撰集時期の日記には失われた部分が多く不明な点  
も多い。自筆本の失われた天福二年（一一三三）六月三日条は、  
写本では「進入之料紙」と唐突に始まっており、それ以前の  
部分の欠脱が想定され、加えて八月六日のことである後堀河院  
崩御を間接的に表現した文章が続いており、後半部は後日の条  
からの誤入と考えられるのである。ともかくも、ここに見える

進上された草本の形態は、「料紙色紙自筆鳥跡、表紙青薄物、  
軸摺栗杏丸」といふものであったことが判る。

色紙を用い定家自ら（が書写し、青い薄物（羅と考えて良いで  
あろう）に、織り文のある唐綾を裏に用いた（見返し力）表紙  
で、紐は組紐、そして軸は銀杏の葉の丸文を螺鈿（12）で施したもの  
であったという。自ら書写していることを含め、基本的に父俊  
成が撰じた『千載集』奏覧本に倣うものと考えて良いであろう。

この後に後堀河院が崩御してしまい、定家は失意のあまり手  
元にあつた草稿本を焼却してしまうのだが、院に進上した草本  
を元に撰集を続けるように九条道家に命ぜられたのは、著名な  
話である。そのような曲折を経て完成した新たな草稿は、道家  
の命で世尊寺行能が清書し、翌文暦二年（一一三五）三月十二  
日に道家に進入されることとなる。同日条に「清書廿卷入時、  
とあり、やはり『千載集』同様に蒔絵の箱に入れられていたこ  
とが確認できるのである。因みに同月一日条に拠れば、その外  
題は定家の所望により道家が書すことになったらしいことが判  
るのであるが、最終的なこの本の詳しい形態については残念な  
がら記述が無い。

定家に千載集の奏覧本についての知識があつたことにも因る

のであろうが、千載・新勅撰両集の奏覧本的な性格の本に、大きな形態的な共通性が認められることは注意してよいであろう。猶、続く『続後撰集』の奏覧本を足利尊氏が入手し、二条為定に贈った折の贈答が、『新千載集』に見えている（一九八〇、一）が、残念ながら装訂に関する記述は無い。

#### E 続古今集

十一番目の勅撰集である『続古今集』は、その名前からしても、『新古今集』を意識した集であることが窺え、同集と同じく竟宴を行ってもいる。ただ新古今の竟宴とは異なり、複数の参加者が記した同日の日記が伝わっていることにより、こちらはかなりはつきりと竟宴本の形態を知ることができるのである。

『続古今集』の竟宴記の存在を紹介されたのは佐藤恒雄氏である。その論文「続古今集竟宴記をめくって 資季卿記・資平卿記の紹介と二三の問題」(『和歌文学研究』26、昭45・7)に拠りつつ、三者の日記の記述を引用してみたい。

『深草院宸記』の文永三年(一二六六)三月十二日条には、当日用いられた本の説明として、「裏絵色紙下絵 羅表紙、水精軸、書之外題以泥書之(史料大成)」とある。

「裏絵」は「裏陰」の誤写か誤読であろう。一般に雲紙と呼

ばれる料紙を用いているのである。雲紙は一度漉いた紙の上に、藍と紫を片側宛漉き重ねるが、上下に藍が紫の一角を漉き重ねるのが普通である。白と言うよりも鳥の子色の地に藍を漉き重ねた、西本願寺本三十六人集の『兼盛集』等に見られる例もあるが、それも生成系の色であり、予め染めた紙に別な色の紙料を漉き重ねた古例は確認できないことからしても、「裏陰色紙」という表現が表す紙も、鎌倉期の写本にも屢々見ることが出来るような雲紙と同様なものと考えてよいように思われる。そこに下絵が描かれていたのであるが、それが金泥単独か銀泥をも併せ用いたものであったことは、続いて確認するところである。外題を記した「泥」もやはり金泥であることが、他の資料から判る。羅表紙に水晶の軸というのは、『愚秘抄』の定義と一致しており、興味深いものがある。

続いては、書陵部蔵『続古今竟宴御記』(一七五・三〇二)に引かれた「資季卿記」の同日条記事である。ここには、竟宴本が「唐草時絵螺鈿箱」に入れられ、その箱には「組緒」があったと見え、また撰者の一人である行家卿が読み上げた序巻は「内陰色紙、青羅標紙、唐組紐、水精軸」であったと記されている。此により、納めた箱の情報を付加することができた。

同じく『続古今竟宴御記』に引かれた「資平卿記 同日条は、最も詳しく、「撰集箱居台足花 蒔絵唐草蜜絵文具組緒栗形。如恒集廿卷。序一卷漢字。各内マダ絵色紙泥絵、水精軸、青羅表紙、組紐、外題以金泥書之。已上前内大臣公基家。去年十二月清書也」とある。料紙の下絵がやはり金銀泥の「泥絵」であり、表紙の外題も金泥であることがこゝではっきりするのである。更にこの記録では、足の先が外側に巻き返して蕨手になった台の上に置かれた、竟宴本を納めた箱についてもより詳しく述べられている。鳥獸・草花などの形を丸く図案化した文様である蜜絵の蒔絵螺鈿の箱で、環状の金具である栗形がついたものであったといふ<sup>(15)</sup>。葦手があつたとは記されていないが、千載集のものと同様に豪華な箱であつたのであろう。

以上の三資料に拠り、『続古今集』の竟宴本の姿がかなり具体的に把握できた。『愚秘抄』の記述とは、真名と仮名の両序が一巻に記されていることが異なるものの、その他の点では殆ど一致するものであることは注意しておきたい。

猶、『花園天皇宸記』正和二年（一一三三）九月六・八・九・十一日条に、おそらく『玉葉集』正本を書写する為に、花園天皇が伏見院から借り受けた際に、為兼が「二十九四二十卷等」

（八日条）を申し出して修正の手を加えていることが記されている。また『看聞御記』永享七年（一四三五）八月二十七日条に、『玉葉集』の「正本」（奏覧本）が「第十七欠、有十九卷」という状態で伝わっていたことが記されており、やはり正本が卷子装であつたことが確認できる。

#### F 風雅集

『続古今集』に続いて竟宴を行ったのは、第十七代の勅撰集である『風雅集』である。この集の竟宴本も、幸いに『園太曆』の貞和二年（一一三六）十一月十日条によつて、その形状を知ることが出来る。竟宴で読師を務めた洞院公賢は、翌日になつて序の中書本の貸与を花園院に申し出るが、院は正本を遣わしたので、公賢は「尤面目也」として、「羅表紙・組紐・内陰料紙漢三枚和五六枚、其時又與三四枚余也、被付水精軸、宸作言葉、大王入木、養眼感悦多」と、その本の説明を残しているのである。竟宴は序と巻一の二巻のみで行われており、その内の序巻のみのことだが、巻一も同様の装訂であつたものと思われる。その形状は、やはり組紐の付いた羅の表紙に水晶軸、雲紙の料紙で、最初の三枚に真名序が、続く五六枚はかりに仮名序が記され、太さを増すためでもあろうが、後ろに三四枚の白紙があつたと

いう。清書した「大王」とは、入木道青蓮院流の祖となった尊  
円親王のことである。後述する様に、この竟宴本序巻は真名序  
分が現存している。

『風雅集』の竟宴は、『続古今集』のそれに倣ったものである  
ことが佐藤氏前掲論文にも指摘されているが、竟宴本の形態も、  
『続古今集』と共通性の高いものとなっており、やはり『愚秘  
抄』の説明と一致しているのである。

#### G 新千載集

『風雅集』に続く第十八代の『新千載集』については、近衛  
道嗣『愚管記』に奏覧の記事が残されている。延文四年（一三  
五九）四月二十八日条がそれで、ここには「管時繪、繪花、繪文、  
有  
組結金物、料紙打鳥子軸唐木カイ、ヲスル菊也、表紙羅裏綾色、以金泥書銘、四  
季六卷許也」とかなり詳細にその形状が記録されている。

箱の「鑿絵」は、「鑿絵」の誤写誤読ではないだろうか。金  
物はここでは栗形を指すものと考えられ、結局文字表現上は、

『続古今集』の竟宴本を納めた箱と共通していることになる。

表紙が青色の羅で組紐が付いているのはこれまでと同様で、裏  
に綾を用いているのは新勅撰と共通している。裏については他  
の集では記述していないだけで、綾を用いるのが奏覧本の通常

の仕立てであつた可能性は高そうである。外題が金泥で記され  
ているのは千載・続古今と同じで、軸は文様こそ異なるものの、  
螺鈿細工であることは千載・新勅撰と一致している。

奏覧本として通常の装訂と評して良いだろうが、興味深いの  
はその箱の調整についての記述である。先に続いて、「勅撰箱  
先々住吉神主調進流例也、而候敵陣之由武辺沙汰出来云々、仍  
為武家沙汰相模守清氏朝臣調進之」とあり、「住吉神主」が箱  
を調進するのが慣例であつたのに、住吉周辺が南朝方の勢力下  
にあるためにそれが出来ず、後の管領に相当する執事職にあつ  
た足利幕府の有力者である細川清氏が、代わつて調進したこと  
が判る。箱の調進とはいへ、天皇家を中心とする公家文化の精  
髓とも言える、勅撰集の撰進事業に武家が関与したことは、足  
利尊氏の奏上によつて後光厳天皇から撰進の命が下つた、武家  
執奏による勅撰集の初例たる『新千載集』を、象徴する出来事  
と言つてよいであろう。

それはともかくとして、勅撰集奏覧本を納める箱が、中世期  
には和歌の神としての地位を確立していた住吉社の神主家であ  
り、勅撰歌人を輩出し、勅撰集撰進にも携わることの多かった<sup>18</sup>  
津守家で調進するのが流例となつていたことが判るのは、和歌

神としての住吉神の役割を考える上でも貴重な情報であろう。

猶、第十九代『新拾遺集』奏覧の際、四季六巻が「御手箱」に入っていたことが、『勅撰歌集一覽』（神宮文庫蔵）に見える。

H 新統古今集

結果として最後の勅撰集となった『新統古今集』についても、

『看聞御記』永享十年（一四三八）八月二十四日条に、奏覧本の「撰集手箱」のことが見えており、その注記として「件御手箱撰者調進、和歌料紙鳥子、同調之、清書撰者書云々」とある。

撰者が二条家の人でなかった関係からか、その箱を調進したのは撰者飛鳥井雅世自身であり、加えて鳥の子料紙も用意してやはり自ら清書したというのである。鳥の子紙は『新千載集』と同様であるが、装訂について記されていないのは残念である。

以上の様に、勅撰和歌集二十一集中の八集について、その奏覧本や竟宴本の形態についての何らかの手掛かりを得ることができるのである。そこで得られた情報を以下に整理してみたい。

〔装丁〕 冊子：金葉・詞花

巻子：千載・新勅撰・続古今・風雅・新千載

〔表紙〕 羅……千載 青・新勅撰 青薄物・裏唐綾・続古今

今 青・風雅・新千載 青？・裏綾

〔外題〕 金泥……千載・続古今・新千載

〔料紙〕 色紙……詞花 布目……千載 白……新勅撰

雲紙……続古今 色紙……下絵・風雅

鳥子……新千載 打……新統古今

〔紐〕 紈……千載

組……新勅撰・続古今・風雅・新千載

〔軸〕 木材……千載 紫檀・鶴丸螺鈿・新勅撰 杏葉丸

〔螺鈿〕・新千載 唐木・菊螺鈿

水精……続古今・風雅

〔箱〕 時絵……千載 葦手で自歌・続古今 唐草時絵・新

千載 鑾絵唐草

この情報を大まかに纏めると、勅撰集の奏覧本は、表紙は青い羅で組紐を基本とし、金泥で外題が記され、料紙は白色紙か雲紙あるいは鳥の子で下絵のある場合もあり、軸は螺鈿細工を施した唐木（紫檀）か水晶の巻子装で、時絵の箱に納められる、ということになるだろうか。

このことを先に『愚秘抄』の記述で確認した事柄と比較すると、表紙の模様のことを除けば基本的に一致していると判断できるのである。このことからすると、偽書ではあっても、少なくとも『愚秘抄』の勅撰集の奏覧本に関する記事は、当時既に成立していた撰集故実に拠って記述されていたと、一応は認めることができそうである。

卷子装ではない奏覧本があったというのは衝撃的な事実であるが、『金葉集』と『詞花集』が、十巻であることを始めとして、何かと問題の多い集であることを象徴していることを見ることも可能であろう。十三代集の時代には、後嵯峨の続後撰と続古今、後宇多の新後撰と続千載、後光厳の新千載と新拾遺と、三人の院が生涯に二度勅撰集を撰進させているが、白河院が後拾遺に続いて『金葉集』を下命したことは、当時としては異例のことであったはずである。撰歌の原則をめぐって混乱し二度の再編集があったにせよ、内覧の中書本がそのまま嘉納されるという、勅撰集としていかにも軽い扱いは、『後拾遺集』という存在がなければ、ちょっと考えがたいのではないだろうか。『詞花集』は十巻であることを含めて、『金葉集』の先例に倣ったとしても、崇徳院が治天の君でないという、二十一代集唯一

の事実と関連しているようにも思われてならない。治世を象徴する存在とはならない勅撰集が軽んぜられるのは致し方ないことであつたのではないだろうか。

御都合主義ではあるようだが、やはりこの両集は例外として扱い、勅撰集の奏覧本（竟宴本を含める）は、卷子装でなければならぬ大原則が存在していたと断言できるものとする。

#### 四 奏覧本の清書者

先の整理でも折々言及するところとなつたが、奏覧本や竟宴本などの清書者についてもここで出来る限り確認しておきたい。装訂とは直接関係の無いことのようにはあるが、奏覧本等の権威性という問題を考える為にも重要であると考えるからである。

この事については、早くに福田秀一氏が、「一」成城学園五十年記立過程 主として十三代集について」において、念論文集『昭42・5』において、簡単な整理を試みておられるので、井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 改訂新版南北朝期』（昭62、明治書院）・『同室町前期』（昭59、風間書房）や、後藤重郎編『勅撰和歌十三代集研究文献目録』（昭55、和泉書院）等



も参照しつつ、改めて纏めた結果が右の通りである。猶ここのは、竟宴本や奏覧本に限らず、撰集の大詰めで最終的な推敲のための草稿として製作される中書本についても、『金葉集』の様に奏覧本になった例があり、また現存する伝本にそれが含まれている可能性もあるので、併せて調査してみた。以下に代数を示した勅撰集名に、奏覧・竟宴・中書などの別を付し、その清書者名をその撰集における役割を付して上げ、典拠名を示してから、若干の考察を行ってみよう。

4 後拾遺集（奏覧本） 隆源（撰集扶持者）《袋草紙》

\* 『袋草紙』によれば、能書の世尊寺伊房に書かせていたのだが、自身の歌が一首しか撰入されていないことに怒って辞退し、撰集作業を扶持（後の和歌所寄人の様な存在か）していた隆源が担当したという。

5 金葉集（三奏本） 源俊頼（撰者）《袋草紙》

\* 中書本が嘉納され奏覧本となったことは先述の通り。

6 詞花集（奏覧本） 藤原頭輔（撰者）《袋草紙》

\* 撰者が清書を務めているのも『金葉集』に倣ったものと考えられる。

7 千載集（奏覧本） 藤原俊成（撰者）《明月記・他》

\* 俊成が自ら清書を行ったことは先の様に明らかであるが、『風雅集』の竟宴について記した「園太曆」貞和二年十一月九日条には、「千載集伊経書之」と、「後拾遺集」で清書を辞退した伊房の四代の孫である、世尊寺伊経が清書を行った事になっている。福田氏は「序のみか」と注されているが、先に解認した様に、外題を記したことが誤解を生んだのであろう。

8 新古今集（清書・夏部迄） 藤原良経（仮名序作者）

《新古今集家長本奥書・他》  
\* 家長本奥書に、「元久二年披露畢、清書後京極殿令承之給、夏部マテ御書写之間御頓減畢」とあることからすれば、竟宴の後に良経が没するまで清書を行っていたことが判る。猶、『千載集』で言及した「園太曆」の記事にも「新古今後京極」とある。

9 新勅撰集(草本) 藤原定家(撰者)《明月記》

(精撰本) 世尊寺行能(能書)《同右》

\* 後堀河院の希望で進入した草本が定家自筆であったことは、先にも確認した通りである。院の崩御後に定家は手元にあつた草本の親本を焼き捨ててしまったので、提出されていた草本に手を入れた精撰本を、世尊寺伊経の息行能が清書して九条道家に進入したことは、『明月記』文暦二年(一一三五)二月二十八日と同年三月十二日の条に明らかである。外題は九条道家筆であつたことは先述した。

11 続古今集(竟宴本) 九条基家(撰者)

《続古今竟宴御記・他》

\* 外題を含めて、撰者の一人であつた基家が担当。『経光卿記』文永二年(一一六五)十二月四日条や、『園太曆』の例の記事にもそのことが見えている。

12 続拾遺集(中書) 源兼氏(開闔)《代々勅撰部立》

\* 『代々勅撰部立』に「和歌所開闔源兼氏朝臣中書謹仕」とある。現在確認出来る範囲では、中書を開闔が担当した初例となる。和歌所の事務主任とも言える開闔が行うのに相応しい役であると言えようか。兼氏は為家門弟で、父有長は定家門と、重代の御子左家門弟である。『続古今集』に続いで開闔職であつたが、撰集の途中で没し、撰者為氏息(実は弟)慶融が跡を継いだことが、飛鳥井雅縁『諸雜記』や『東野州聞書』等に見えている。

13 新後撰集(中書) 長舜(開闔)《代々勅撰部立》

\* 『代々勅撰部立』に「和歌所開闔法印長舜中書謹仕」とある。長舜は続古今・続拾遺の二集で開闔を務めた兼氏の息で、続拾遺で兼氏没後に開闔となつた、慶融に続いで法体の開闔であつた。

14 玉葉集 世尊寺定成(能書)《看聞御記》

\* 『看聞御記』永享七年(一一三五)八月二十七日条によれば、伏見宮家で「伏見院以来相伝秘蔵」してきた「正本」は、「奏覧手箱」も粉失し、巻十七が欠けてはい

たものの、『定成朝臣筆』であったという。定成は伏見院の近臣で京極派歌人でもあった人物だが、『新勅撰集』で清書を担当した行能養子経朝の息として家職の入木道にも秀でていた。『玉葉集』の清書を担当しても不思議はないようなのだが、その没年は永仁六年（一二九八）であり、正和元年（一二三二）に完成した同集の清書は行えないのである。『玉葉集』に先だって計画されたが、諸事情により頓挫した永仁勅撰の際に、撰者の一人であった為兼が撰んだ集の清書を定成が行い、それに切継を行って『玉葉集』の奏覧本としたとの説もある<sup>15</sup>。資料に乏しく確実なこととは何も判らないのだが、問題の正本が、定成筆と称されても不思議のない、世尊寺流の書風を示していたことは確かなのであろう。とすれば、『玉葉集』の奏覧本は撰者ではなく、能筆の者の手になるものであったことになる。定成息定兼（玉葉集に一首入集）（一九六〇）あたりもその候補にはなるだろうか。

とある。長舜は新後撰に続いての就任であり、二条家単独の撰集においてこの役が兼氏流に固定化していることが窺われる。

16 続後拾遺集（中書） 実性（開闔）《代々勅撰部立》

\* 『代々勅撰部立』に「和歌所開闔法印実性中書謹仕」とある。実性は長舜息であり、開闔の世襲化が完全に確立しているといえる。中書に関する故実も成立していたものと思われるが、何も伝わってはいない。

17 風雅集（竟宴本） 尊田親王（能書）《園太曆他》

（中書） 公蔭（寄人）・忠季《園太曆》

\* 竟宴本については先に確認した。竟宴の後、中書本を寄人の正親町公蔭とその息忠季が各々一本ずつ書していることが、『園太曆』貞和三年九月二十八日条や同目錄の貞和四年七月二十四日項で確認できる。

15 続千載集（中書） 長舜（開闔）《代々勅撰部立》

\* 『代々勅撰部立』に「和歌所開闔法印長舜中書謹仕」

18 新千載集（中書） 満吾々丸（開闔）《代々勅撰部立》

（返納<sup>20</sup>本） 二条為遠（連署）《勅撰集一覽他》

\* 『勅撰集一覽』（神宮文庫蔵）に「為遠朝臣清書」とあり、『拾芥抄』や『代々勅撰部立』にも同様の記事がある。連署が清書を行ったことは、確認できる範囲では前例がない。奏覧翌年の延文五年（一一三六〇）に撰者が定が六十八（九とも）歳で没していることからすると、撰集作業の末期には、為定息為遠が中心的存在となっていたものと思われる。延文四年四月二十八日の四季部奏覧に、為定が法体である故でもあろうが、為遠が撰者の代理を務めていることも、そのことを裏付けるものであろう。だとすれば、為遠の清書も撰者為定の代理としての資格で行われたものと考えられよう。中書については、やはり『代々勅撰部立』に「和歌所開闔満吾々丸中書謹仕」と見えている。『満吾々丸』は、『続後拾遺集』の開闔で中書を担当した法印実性の息である。撰集の命が下った延文元年（一二五六）時に垂髪十八歳（園太暦・同年七月三十日条）の人物が開闔となっていることに、開闔の完全な世襲化を確認することができるのである。更に完成した『新千載集』にその詠歌は確認できず、開闔がその撰集に入集しない初例となっている。

19 新拾遺集（中書） 経賢《諸雜記》

（返納本） 世尊寺行忠（能書）

《同右・勅撰歌集一覽他》

\* 飛鳥井雅縁『諸雜記』に拠れば経賢僧都が中書を行ったと見える。『新拾遺集』は寄人も置かず、開闔を定めたとという記録は見えない。『新千載集』開闔であった満吾々丸は、僧名あるいは俗名がはっきりせず、『新千載集』完成後に若くして没した可能性がある。それにより、兼氏流の歌人がいなくなってしまう、開闔が置けなかったのかもしれない。開闔が中書を担当することがほぼ慣例化していたことからすれば、撰者為明の没後に実質的に撰者となった頼阿の息である経賢は、正式なものではなくても、それに近い立場であったと言えるであろう。またやはり、『諸雜記』や『勅撰歌集一覽』に拠ると、清書は世尊寺行忠が担当している。行忠は『新勅撰集』の清書を行った行能の五代の孫、歌人でもあり、新千載一・新拾遺三・新統古今二の合計六首が勅撰集に入手しており、文和三年（一一三四）十一月大嘗会の悠紀方の額を

書く折の歌が本集に見えている（一七九七）。

20 新後拾遺集（中書四季） 光方（開闔）《代々勅撰部立》

（再度中書） 為敦・国量（連署）・尊範（撰者息力）

《同右》

（返納本） 為重（撰者）《同右》

\* 『代々勅撰部立』に「和歌所開闔惟宗光方朝臣四季奏覽中書勤仕之。但奏覽与返納之間依不慮事背向了。仍返納之中書為敦朝臣律師尊範津守国量朝臣等勤仕之。清書撰者」とある。最初に下命を受けた為遠の急死後、改めて為重が撰者となつたが、まもなく下命者後円融天皇が讓位することとなり、奏覽を急いだことにより内容に錯乱が多く、一旦返納の後、改訂して再度の返納を行うことになり改めて中書が行われたことを、簡潔に記していると言えよう。光方は新千載で連署に加わつた惟宗光之の息で、その父光吉も統後拾遺の寄人となっている。重代の二条家門弟歌人として、兼氏流が絶えて空席となつていた開闔に抜擢されたといふところであろうか。最初の中書に問題が多かつたのは、撰者のみの罪ではなく、

開闔の力量不足ということもあるのだろうが、それも開闔としての口伝がなかつたことにその要因があるのかもしれない。『諸雜記』には「先規二かはりたる事共も侍りけるよし人々申之」と見えるが、それも致し方ないことであつたらう。光方は満吾丸に続いてその撰集に入集しない開闔となつており、その和歌事績も応安八年（一二七五）頃に管領細川頼之を中心とする細川家の人々が大山祇神社に奉納した続百首（新編国歌大観10所収）への出詠等が確認できる程度である。奏覽本の不備をめぐつてか為重と光方は不和となり、再度の中書は光方が行わず、連署であつた為敦（法性寺為量息）と津守国量（国夏息・新千載に続いての連署）、そして伝未詳の尊範<sup>22</sup>が分担してこれを行っている。二条家単独撰としては異例ではあるが致し方なかつたのであつた。

21 新統古今集（中書） 堯孝（開闔）《師郷記》

（奏覽本四季部のみ） 雅世（撰者）《看聞御記》

（再度清書） 雅世（撰者）《兼右本奥書》

\* 『看聞御記』永享十年（一二三八）八月二十四日条に、

奏覧本についての記述があり、撰者が自ら清書を行っていることが判るのは先述の通りである。その折は四季部のみだったが、他の巻も雅世が清書を行ったのであるうか。ところが宮中の火事によって正本が焼失してしまつたために、改めて「中書本<sup>兎孝</sup>筆也廿卷」を元に清書を行うことになつたことが、『師郷記 文安三年（一四四六）四月六日条に見えるのだが、その清書も雅世が行つたものであつたことが、書陵部蔵吉田兼右筆二十一代集中の本集にある、伏見宮邦高親王の本奥書で判明する。

中書本を加えてしまつたために些か煩瑣な考証となつてしまつたが、以上の考察をここで纏めておきたい。竟宴や奏覧段階では部分的なものが多いが、それらに最終的な完成形態である返納本を含めた、あらゆる段階の清書本の筆者と、中書本の筆者を、筆者の立場別に整理したのが次の一覧である。「内」内ものは途中で放棄したなどの問題を有するもの、「」のものは資料に問題があつて確定はしがたいものである。

（清書（奏覧・返納・竟宴本を含む）筆者）

〔中書筆者〕

- ・撰者：金葉・詞花・千載・続古今・新後拾遺・新続古今
- ・能書：後拾遺・「千載」・新勅撰・「玉葉」・風雅・新拾遺
- ・編集協力者（寄人・連署等）：後拾遺・新古今・新千載
- ・撰者：金葉
- ・開闔（連署等を含む）：続拾遺・新後撰・続千載・続後拾遺・風雅・新千載・新拾遺・新後拾遺・新続古今

総ての集の事情が判るわけではないので、確実なことではないが、判明する例を見る限り、清書については、撰者が能書かにはば二分できるであろう。後拾遺は能書の辞退故の措置であつてみれば、一応能書の仲間に、新千載は撰者が高齢故である可能性も高いので、その息の清書といふことであれば、撰者に準じて考えてもよいであろう。新古今については、親撰性が強いための例外とも考えられるが、良経が祖父忠通に始まる法性寺流を受け継ぎ、後世から後京極流の祖として位置づけられる程の書の名手であつたことから考えれば、能書に加えて考えることも可能であろう。

ともかくも、撰者の責任によって清書まで行う考えと、当代の能書の文字によって正本としての完成度を高めようとする考えとの、二つの方向性が奏覧本の清書についてはあったと纏めることができるであろう。

中書については、福田論文が、続古今より後の集について、『代々勅撰部立』によると、慣例として開闔が（いる時は）中書を勤めたようである。」と指摘しているように、開闔の役として認識されており、開闔が置かれなない場合はそれに準ずる立場の者が行ったと纏めてよいであろう。金葉集は八代集時代の中書が存在と、その担当者を伝える資料として貴重であろう。

美麗な料紙に稚拙な文字を記したのでは、奏覧本の權威もあつたものではない。高級な装訂に流麗な文字で書かれてこそその奏覧本であろう。撰者が清書を行うのは、責任の問題のみでなく、自身の筆跡に自信があつたからとも言える。俊頼は、巻物や扇の書写を依頼されたことが家集に見えており、<sup>(33)</sup>正式な奏覧があつたとしても、その清書に筆を執つたかもしれない。詞花の頭輔は書状が遺る程度で、その筆の力量の程は不明であるが、こちらは正式に奏覧本の清書を行っていることが、それを証明しているといえようか。俊成については多くの遺例が雄弁に物語つ

ており、奏覧本ではないものの日野切本千載集を見れば、奏覧本の清書を担当するのも当然のことと首肯されるであろう。

続古今の基家は、父良経のみならず、兄教家も『尊卑分脈』に「能書」と注されており、幼時から入木道を学んでいてもおかしくない。事実『明月記』寛喜四年（一一三三）六月十八日条に、御所で製作した諸物語を相い交えた月次絵十二巻の詞書を担当した「当時能書之人々」として、尊性・通光・行能や清範等と共に「九条大納言」基家が上がっているのである。奏覧本の清書を手がけられるだけの力量を有していたと思われる。

新後拾遺の為重については、熱田本日本書紀紙背の和歌懐紙等が知られているが、何と言つても『慕婦絵』の詞書執筆に加わっていることが、その筆力を示すものとして注目される。その担当した巻八には和歌の贈答もあり、大振りの卷子にゆつたりと記されたその贈答部分から、奏覧本の有様を想像することは可能であろう。

新続古今の雅世は自筆と思われる同集の古筆切等も現存しており、能書と称して良いものと判断できるが、父雅縁は飛鳥井流、息子雅親・雅康は宋雅流・二葉軒流の祖とされるように、飛鳥井家は入木道の家でもあったのであり、雅世が能筆である

ことも不思議ではない。

歌を詠むということは、その歌を懐紙などに記し留めるといふ行為を伴っており、歌人が書を学ぶことになるのは当然のことであると見える。御子左家にしても飛鳥井家にしても、歴代の当主達は基本的に能書であると言っても過言ではない。撰者が清書を行うのは、それに相応しい能書としての資格もあつたということ考えられるのである。

## 五 現存する奏覧本

前節で確認できた清書者が写した卷子装の当該作品の本があれば、それがたとえ断簡であつても、広義の奏覧本あるいは中書本である可能性は極めて高いことになる。また広義の奏覧本が撰者や時の能書によって清書されるといふことが再確認できたことからすると、前節で清書担当者が明らかにならなかった勅撰集についても、その集の撰者や、その集の成立時期の主として世尊寺家の人物等の能書、あるいは開闔の人物が写したことが明らかな卷子装の本も、同様の可能性があるということになるであらう。

そうした期待を胸に、該当しそうな資料を探すと、清書者が明らかなものとしては、『風雅集』の伝尊円親王筆断簡、『新続古今集』の伝雅世筆と伝堯孝筆の断簡が確認できる。また撰者の筆とされるものに、『続後撰集』の伝為家筆断簡と、『新後撰集』と『続千載集』の伝為世筆断簡がある。

先ずは、『風雅集』と『新続古今集』のそれについて、書誌的な事項を確認しておきたい。

### ア 『風雅集』 竟宴本

先述の如く、『風雅集』は貞和二年（二三四六）十一月九日に序と巻一の二巻のみで竟宴が催された。序は真名部分のみ、巻一も巻末部分のみではあるものの、幸いにもその竟宴本が現存していることが良く知られている。加えて真名序には、一文字書き損じしてしまったために用いられなかったものまでが伝わっているのである。<sup>24</sup>

久曾神氏旧蔵であつた二軸が竟宴本に間違いはないことは、巻一の末尾に尊円親王の筆で、「此第一巻去年十一月五日／書進仙洞同九日竟宴之／时被披講了而少々被添／削之上料紙下品間重加／清書仍返賜此本者也貞和／三年六月廿日記之」との感得奥書があること、また東北大学附属図書館蔵の真名序の書き



損じ本の奥に、尊円親王筆で、「…書損一枚書継糊子丸為ノ墨摺勸賞所賜者也」との相伝奥書があることから確定である。

またやはり料紙と筆跡が同一な、巻十七雑歌下の巻頭一紙と巻八冬歌の古筆切四枚が石澤一志氏によって報告されており、これらは奏覧本の一部と考えられている。<sup>27)</sup>

現存する雲紙に尊円の筆跡で風雅集が記されたものは、総てが一時期に製作されたものではないが、竟宴本及び奏覧本と極めて縁の深いものであることは確かである。ともかくも我々はこれらによって、清書本の雲紙の実態を知ることができること共に、高さが二十八糎程度であることを確認できるのである。<sup>28)</sup>

ところで、些か気になるのが竟宴本の真名序に付された奥書にある、「少々被添削之上料紙下品間重加清書」との文言である。添削はともかく料紙が下品というのは、雲紙であることに問題があるのであろうか。竟宴本に雲紙を用いた先例は、先に確認したように『続古今集』であり、『風雅集』もそれに倣ったのであったはずである。雲紙は平安時代以来良く用いられた料紙であり、伏見院宸筆の筑後切、伏見院宸筆判詞歌合切、伝伏見院筆嘉元元年十月四日歌合等、京極派周辺でも良く用いられている。久曾神氏旧蔵本も東北大学本も実見したことがあ

るが、紙質の劣ったものとは感じられなかった。<sup>29)</sup>

ここで注目されるのが近時紹介された、料紙の異なる尊円親王筆『風雅集』切の存在である。平成十六年十一月に国文学研究資料館で催された「古筆と和歌」展に出品された二葉の風雅集切は、同展示会を書籍化した国文学研究資料館編『古筆への誘い』（三弥井書店、平17）に、その図版と所蔵者落合博志氏による解説が掲載されている。筆跡よりして、十三代古筆了仲のものと思われる極札にあるとおり、尊円のものを見て誤りに。巻第一部分の二葉の古筆切の料紙は、雲紙ではなく天地に金界を施した斐紙である。しかも高さは共に二九・八糎と、雲紙のものより二糎近くも大きい。『続古今集』の竟宴本には雲紙に金泥の下絵があつたようだが、奏覧本類に金界があると記されている例は確認できず、その点は不審であるものの、この断簡こそが、料紙を改めて清書された奏覧本の一部であると考えたくなるのである。

しかしながら落合氏が指摘されているように、六三番歌のみを記した一葉の作者は「徽安門院」とあり、通行の『風雅集』に「伏見院御歌」とあるのと異なっている。その歌は「伏見院御集」に所収のものであることから、切の表記はどうにも分

が悪く、そのようなものが奏覧本である可能性は低いと言わざるをえないのである。

結局この金界のある本がどの様なものであるのかは不明と言わざるをえないのだが、ここでは格の高い卷子本は紙高も高いものであったらしいことを確認しておきたい。<sup>31)</sup>

イ 『新統古今集』 中書本・再清書本

堯孝筆との伝承を有する『新統古今集』切は、「仏光寺切」との名物名を有しており、田中登氏が堯孝の筆跡と断定され、「奏覧本もしくはそれに近い存在を思わせる」（藤井隆・田中登氏『国文学古筆切入門』和泉書院、昭60）と指摘されているものである。また小林強氏はその資料性の高さに注目され、「中世古筆切点描 架蔵資料の紹介」(『龍谷大学仏教文化研究所紀要』36、平9・11)及び、「仏光寺切及び五条切本文集成稿」(『自讃歌注研究会誌』6、平10・10)・「伝承筆者別十三代集古筆切一覧稿(下)」(『大東書道研究』12、平17・3)等でその集成を行っておられる。それにより四十葉以上が現存していることが判るが、近時中古書店でかなりの枚数が販売されていたとの情報もあり、纏まって伝存していたことは確かである。

この仏光寺切を検討する際に問題となるのは、筆者を雅世と

する『新統古今集』切の存在である。小林氏「伝承筆者別十三代集古筆切一覧稿(下)」に拠ると、「雅縁」と極められる高松宮家蔵『御手鑑』のものを含めて五点の存在を確認できる。岩国吉川家蔵の古筆手鑑『翰墨帖』所収のものはその一例であるが、『古筆手鑑大成10』(角川書店、昭63)の解説で、「堯孝の筆とされる仏光切とみられる」と記されているように、両者は混同されることが多かった。

近時刊行された、『大東急記念文庫善本叢刊中古中世篇別巻 三手鑑鴻池家旧蔵』(汲古書院、平16)には両者が共に貼り込まれており、筆跡の比較に便利である。<sup>32)</sup> 同書の解説は異なる方が担当されているので、有機的な説明はなされておらず、雅世のものには筆跡についての見解は記されていない。雅世の署名のある短冊を幾枚か、例えば、『日本書蹟大鑑10』所収の三葉などを見ると、その書風は一樣でないことが判るが、少なくともこの切と良く似た筆跡を確認することができ、確かに雅世の筆跡である可能性が高いと判断出来るのである。

こうした古筆切の状況を、先に確認した『新統古今集』中書本と奏覧本の書写状況と照らし合わせるならば、堯孝筆のものは中書本で、雅世筆のものは奏覧本焼失後の再度の清書本の断

簡であると整理できそうなのだが、ことはそう単純ではない。

この問題に関して興味深い資料を提示されたのは徳岡涼氏である。氏は「三宅家蔵仲光家旧蔵『新統古今和歌集』について」(『市史研究くまもと』14、平15・3)において、肥後細川家家臣であった仲光家に伝わった、雅世筆の『新統古今集』巻五の一部(存五七二丁六〇六番歌)一軸を紹介しておられる。同本には末尾に細川幽斎自筆の加証奥書が存しているので、以下に引用させていただきたい。

右一巻者則此集 奏覧之本也昔時

右京兆高國全部被所持云々尔後江

北京極相伝云々而處々散乱之時両卷

落予之手一巻者堯孝法印清書也明

院良政懇望之間与之於此卷者為撰者

飛鳥井贈大納言 雅世卿 筆之條令秘藏年来所持之

如今加書奥書耳

慶長四年八月五日 幽齋叟玄旨(花押)

細川高國が所持していた完備した奏覧本が、近江北半国の守護京極家に伝わり、それが「處々散乱」した折に幽斎が二巻を手し、堯孝筆の一巻は織田信長の右筆であった明院良政に請われて譲り、撰者雅世筆の一軸を長年所持してきたというのである。伝来過程も興味深いが、この記述を信するならば、奏覧本(再度の清書本か?)は雅世と堯孝の寄合書ということになり、現存する雅世と堯孝筆の切も同一の本から分割されたということになりそうである。

ところが、これも徳岡氏が指摘されているのだが、仲光家旧蔵の一軸に存する部分は、大東急記念文庫蔵鴻池家旧蔵手鑑中の伝雅世筆切(五九九番)と重複し、また小林強氏も既に指摘しておられるように、京都龍興寺蔵手鑑中の伝堯孝筆切(一九六〇作者、一九六一)と、専修大学図書館蔵蜂須賀家旧蔵の伝堯孝筆一軸(一九三七・一九六四)とも重なっているのである。これらに模写がないとすると、雅世・堯孝それぞれに二種が存していることになる。徳岡氏は、仲光家旧蔵本の料紙に雲母が確認できることから、雅世筆切をその有無によって分類する考えを示され、当然紙質的に上質と考えられる雲母がある方が「奏覧本」に相応しいと、幽斎奥書の記述を追認しておられる。

しかしこれで話は終わりではない。さらに状況をややこしくするのが、架蔵の雅世筆切の存在である。末尾に図版を載せたので(図版1)参照いただきたいが、この切は大きさが二一・四×一三・〇糎で、字面高さが二〇・七糎、大振りな字でゆったりと一首二行で二番歌を記している。筆跡から古筆了佐のものと思われる極札には「飛鳥井雅世卿(琴山)」「(裏白)とあり、確かに他の雅世と極められたものと同筆であると思われる。

それならばそれらのつれということになりそうのだが、この一枚には他のものと異なる特徴がある。一つには行の間隔の差である。問題の切は、堯孝筆のものも含めた他の仏光寺切類よりも行間がゆったりとしている。高松宮家「御手鑑」所収のものは巻十六の巻頭一紙分であるが、巻頭だからといって特に行間が広いわけでもない。そしてそれよりも決定的に異なっているのが、作者の位置である。雅世筆・堯孝筆共に他のものは歌本文よりもおよそ七字下げて作者が記されるのに、この切は四字程度で書き出してあり、明らかに位置が高いのである。比較の為に架蔵の堯孝筆切(二二・九×一・〇糎、字面高さ二一・五)の図版を掲げておいた(図版2)。巻頭や後小松院に限って作者の書き出しを高くしたということは、高松宮家「御

手鑑」の巻十六巻頭部分の例からしても考えがたいことである。それからもう一点気になるのは料紙の問題である。問題の切が鳥の子紙であるのに対し、堯孝筆のものは白っぽい楮紙である。図版2を含めて堯孝筆のものには虫損が激しいものが多く、仏光寺切の特徴の一つともなっているが、確かに虫に食われやすそうな紙質なのである。他の雅世筆切については不明であるが、少なくとも今問題にしている雅世筆切と堯孝筆切が寄合書本のつれであるとは考えがたい。料紙や書式などからすると、堯孝筆のものは中書に相応しい様であり、この雅世筆の方が清書本である可能性が高いように感じられるのである。

このように記録で確認できる事柄と、現存資料との擦り合わせはどうにも上手くいかないのである。現存する各種切類の素性を特定することは今後の課題とさせていただきます。ここでは、仏光寺切類から、中書本乃至奏覧本(但し再度の清書ではあるが)の書物としての様子を窺うことが可能であることを確認するにとどめておきたい。

ウ 伝為家筆「続後撰集」切

続いては撰者筆とされる切について検討してみたい。

平成十七年十二月十七日に東京成徳短期大学で催された和歌

文学会例会において、中村健太郎氏は、「伝藤原為家筆古筆切群の再検討 歌書断簡を中心として」と題する発表（『和歌文学研究』92、平18・6に発表要旨がある）をされ、MOA美術館蔵国宝手鑑『翰墨城』所収の伝為家筆と、梅沢記念館蔵手鑑『あけぼの（下）』所収の伝為世筆の続後撰集切（前者が一六一〜三番、後者は一五八番）が、為家の真筆の可能性が極めて高いとの見解を示された。<sup>36)</sup>

問題の二葉は、小松茂美氏の『古筆学大成11』で「伝藤原為家筆続後撰和歌集切（一）（一）」とされているもので、共に巻三春下の断簡である。小松氏は「建長三年十月二十七日の歌集成立時を、あまり隔てないころの書写本と推すにやぶさかではない」とされているが、筆者については指摘しておられない。<sup>37)</sup>冷泉家時雨亭文庫蔵の『続後撰集』の影印と比較すると、当該切が一首二行書で丁寧な書写しているのに対し、冷泉家本は一首一行でかなり速筆で記した印象の強いものであり、軽々に決断を下すことは難しいのであるが、その書風の共通性は確かに極めて高いものがある。<sup>38)</sup>

また冷泉家本の自筆奥書で何度も「中風」の語が出るように、同本の本文は全体に手の震えを感じさせるが、問題の古筆切に

は全くそれが感じられない。『続後撰集』の奏覧は建長三年（一一五二）十二月二十五日で、冷泉家本が書写されたのは同七年五月である。『時雨亭叢書』6の佐藤恒雄氏解題で、「建長五年十一月二十四日にはまだ極めて伸びやかであった筆跡（『古今金玉集』）」と指摘されているように、為家の筆が震えるようになるのは建長六七年頃からのこととなる。問題の切が為家の筆ならば、冷泉家本に先立つものとなる訳である。

切の高さは『あけぼの』所収のものが二六・五糎で、料紙は斐紙であるという（『古筆手鑑大成』7、解説に拠る）。『風雅集』竟宴本よりもやや小さいが、その行間をゆったりと取った書式は、完備していたのであれば二十軸に仕立てられていたであろうことを窺わせるものである。このようなことからすると、この切はやはり奏覧本あるいは中書本の断簡である可能性は高く、先述した『新千載集』詞書に見える、尊氏が為定に贈った奏覧本の断簡であるのかもしれない。

もし奏覧本であるとすれば、この切は、『続後撰集』が成立に複雑な事情のあった父定家の『新勅撰集』ではなく、祖父俊成の『千載集』の例に倣って、撰者自ら奏覧本の筆を執ったことを示す資料ともなる。立証は難しそうだが、未知のつれの登

場等によって、その素性が明らかになることを望みたい。

工 伝為世筆『新後撰集』・『続千載集』切

伝為世筆の古筆切としては、「五条切」との名物名を有する『続千載集』切が著明であるが、『古筆学大成<sup>11)</sup>』に収載される『新後撰集』切(三三三番)も、撰者自筆との伝承を有する卷子本の切として注目できるものである。

この『新後撰集』切は古筆名葉集の類に見えず、つれも確認されていないが、小松茂美氏の解説によると、加賀前田家伝来古筆手鑑所収であったという。小松氏は為世自筆書状と比較され、「この切は為世の自筆ではない。しかし、大振りな字形、堂々たる風格と気宇の大きさ、一世を風靡した能筆と想定することができ。嘉元元年の奏覧本の直後つまり一三二〇年代から二〇年代ころの書写である」と述べてもおられる。

寸法は不明なのだが、図版を見ると確かに行字間ともにゆったりと記されており、ただものの写本ではないことを感じさせ。また能筆と言っても世尊寺流ではなく、先の為家にも通じる書風、いわば御子左家風であることが注意されるのである。

為世の筆跡としては『眺望集』に模刻された短冊が有名であるが、その現物は東京国立博物館所蔵の短冊帖『振古仙雅』中

に存していることが明らかになっている。また専修大学図書館蔵・蜂須賀家旧蔵『長秋詠草』(永仁四年(一一二九)・奥書・重文)も為世筆として名高いものである。短冊は晩年の筆跡であり、『長秋詠草』は文字の詰まった速筆の印象のあるもので、これらと比較しても同筆とは判定しがたい。中書を担当した開闢長舜が、和歌と共に書も為世に学んだのだとしたら、両者の筆跡が似ていてもおかしくはないことになるが、長舜の筆跡は確認できないので何とも判断しかなる。

結局はつきりしたことは何も判らないのであるが、『新後撰集』奏覧本も撰者の清書であった可能性を示す切の存在を確認した次第である。

一方伝為世筆の『続千載集』切は、『新撰古筆名葉集』に「五条切 巻物自撰続千載哥二行書」と著録される名物切で、小林強氏によってその集成が試みられている(仏光寺切に同じ)。確認できる二十葉弱のものが何れも巻一と十六のものばかりであり、少なくともこの二軸が伝わって分割されたものと思われる。参考のために末尾に架蔵切の図版を掲げておきたい(図版3)。この切は大きさが二四・四×一〇・三糎で、右から四・九糎で紙が継がれ、字高が二〇・八糎である。料紙は斐楮交漉

紙で、極札は表が「二條家為世卿きえやすき（琴山）」で、裏が

「切<sup>乙</sup>四（了音）」とある。

藤井隆氏は『国文学古筆切入門』において、この五条切を「為世の真蹟としてよいものと考えられるのである」と述べておられるものの、その比較の対象が書状と眺望短冊であつてみれば断言はなかなか難しいものと考ええるが、先に触れた『新後撰集』切と書風の共通性は高い様に見えるのである。藤井氏は又「卷子本であり、ゆつたりと行間もとり、謹嚴な筆致で書いている様子から見て、普通の本ではなく、或は続千載集の奏覧本か、その副本（撰者の手元に残した）のようなものではないかと思われるのである」とも述べておられる。

ところでこの五条切について注目したいのは、小林強氏が「中世古筆切点描 架蔵資料の紹介」において指摘された、五条切に存する擦り消し訂正の存在である。小林氏はこのことを「書写者の書写本の体裁を損なわない」配慮であるとされ、やはり「撰者自筆の奏覧本そのものの断簡であらうと考えたい」と述べておられる。先に『風雅集』の竟宴本で確認した様な、一文字書き損じただけでも一から書き直しする姿勢こそが奏覧本の書写態度であるとする<sup>11</sup>と、五条切は撰者自筆である可能性

は高くても、奏覧本ではないことになってしまふ。『玉葉集』の様な奏覧後の修正の例はあるものの、一応は清書の為の下書き的なものと想定したくもなるのだが、仮にそうだとしても、やはり『続千載集』奏覧本も撰者によって清書された可能性を、五条切から見出すことはできないのではないだろうか。

オ その他の卷子本切

伝承筆者があくまでも伝承に過ぎないものである場合が多いことは言うまでもないことである。であるならば、その勅撰集の奏覧本や中書本を書写しそうにない人物の筆とされているものでも、上質紙に大振りな文字で謹直に書写されている卷子本切であれば、それが奏覧本や中書本である可能性もあることになる。その様な可能性を追求してもそれを立証することは殆ど不可能であることは、如上の考察からも明らかではあるが、そうした古筆切で気になる存在を幾つか紹介しておきたい。

伝藤原家隆筆『新勅撰集』切

『古筆学大成11』に伝藤原家隆筆の「（一）」として収載されている二葉（序と巻六部分）のみが確認できるものである。小松氏も解説で「整齊平明、瀟洒な書風である。穂和で、おおどかな運筆に、世尊寺流の面影がただよ」とされ、「完成後程

経ないころの、調度本として書写されたもの」と推定されている。ここで「世尊寺流の面影」との指摘は興味深いところで、清書者行能の筆跡である可能性も考えられることになる。行能には自筆書状が遺されているというが、仮名の確実な遺例は確認されていない。結局行能筆であると立証は出来ないのだが、この切で注意されるのは、天に二本、地に一本の淡墨の界線が引かれていることである。先に確認したように、勅撰集の奏覧本等に界線を施したとの記述は見出せないで、そのことからすると可能性は無くなるようではあるが、巻物切として注意される資料であることは間違いない。

伝中臣祐春筆『続拾遺集』切

『古筆学大成』には未載の切だが、大粒な文字でゆったりと書写した、『続拾遺集』奏覧の弘安元年（一二七八）を程経ない頃の書写と思われる巻物切である。小林氏が「伝承筆者別十三代集古筆切一覽稿（上）」（『大東書道研究』11、平15・6）で三葉を集成しておられるが、総て巻十五のものである。その内で架蔵のものゝの図版を末尾に掲げておきたい（図版4）。大きさは二六・〇×一三・四糎で、右から三・六糎で紙が継がれている。歌・詞書・作者の書き出しの高さと、歌の終わり部分

とに、都合四本の界線が細く薄墨で引かれており、天地の界間が二・二糎、上から二本目迄が二・二、二本目と三本目の間が八・〇糎である。三本以上の界線が引かれていることは前例と同様であるが、勅撰集の写本としては極めて珍しいものである。古筆の宋の極札は表が「春日社家祐春<sub>さてもなを</sub>（琴山）」、裏が「<sub>さてもなを</sub>切<sub>三</sub>（宋）」とある。祐春は署名のある春日懐紙が複数伝存しているが、それらと比較しても同筆であると  
は言い難いようである。

料紙は斐楮交漉紙で、木皮の茶色い繊維が目立っており、上質のものとは言い難い。また『柏林社書店古書目録平成七年五月号』に掲載された一〇二四作者、一〇二五詞書部分の切を見ると、詞書に「つか／ふまつり」とある部分の「ふ」を見せ消ちして「う」と改めたり、「けるに」とある「に」の上から「ついでに」と書き加えている。これらからすると清書ではありえず、開闔兼氏が担当した中書の断簡かとも考えられるのであるが、兼氏の筆跡は残念ながら確認できない。

伝浄弁・頓阿筆『続千載集』切

『古筆名葉集』頓阿の項に「巻物切 続千載二行書」という記述がある。頓阿は『続千載集』で勅撰初入集をするものの、



その返納時には三十二歳と若年で、編纂に直接関わっていたとは考えがたい。しかしながら、卷子に一首二行書という記述はやはり気になるのである。これに該当しそうな切については、小林強氏が「伝承筆者別十三代集古筆切一覽稿(下)」で集成を試みておられ、伝承筆者を淨弁とするものを含めて、十七葉の存在を指摘されている<sup>(10)</sup>。

『古筆学大系11』で「伝淨弁筆(一)」とされるものもこの切であるが、解説で小松氏は、「続千載集」奏上と同時代、つまり、一三三〇年代の書写と推定する」とされ、淨弁や頓阿の筆跡ではないともされている。能筆のゆつたりとした書きぶりで、奏覧本であってもおかしくはないものと感じられるのだが、高松宮家蔵手鑑中の卷子の一紙分相当のものは、左端の一八八四番歌詞書部分が「…住吉社六首歌中…」となっていて、「六」の上に「卅」がおそらく同筆で補入されているのである。擦り消しはともかくとして、補入は奏覧本では考えがたいであろう。となると中書本の可能性も出てくるわけだが、そこで気になるのはその筆跡である。この切の文字は五条切のような御子左家的な書風は示しておらず、また世尊寺流風でもない。試みに開闔長舜を筆者とする古筆切を探してみると、三葉を見出す

ことができる。即ち「中村記念美術館蔵手鑑」と手鑑。あけほの(上)、『』、そして徳川美術館蔵手鑑『玉海(下)』に所収のものである。これらはつれである可能性が高く、歌題や書式からして、おそらくは定数歌の草稿であると考えられる。中村記念美術館のものと『玉海』のものには初代古筆了佐の極札が備わっており、信頼に足る長舜筆の資料の存在が確認されないことからすると、巻頭か奥書などにその署名があったことから、このように極められた可能性も高いものと期待できるのである。

草稿と清書とでは比較は難しいのだが、この三葉と問題の『続千載集』切の筆跡を見比べてみると、「し」を真つ直ぐ長めに引くことを始めとして、かなり似ているように思われるのである。この『続千載集』切が、長舜筆の中書本の断簡である可能性は皆無ではないと言えるのではないだろうか。

伝後光厳天皇筆 風雅集 切

やはり小林強氏が「伝承筆者別十三代集古筆切一覽稿(下)」で集成を試みておられ、後二条院と極められているものも含めて五葉を確認しておられる。後一条院とされた。『古筆学大成11』の解説では、「かような一具の卷子本にする場合は、高貴な人の逃えに応じた調度性の高いものである。…奏上からあまり隔

たらない、一三五〇年代から六〇年代ころの書写と推定するの  
が妥当であろう」と述べられている。『古筆手鑑大成16』の中  
村記念美術館蔵手鑑のものの解説では、高さが二六・六糎とい  
うから、化粧裁ちを考えれば、先に考察した尊円親王筆の竟宴  
本にひけをとらないものであると言える。料紙は斐紙でその筆  
跡も尊円と同筆ではないものの、良く似たところのある能書で、  
実は大振りにゆったりと書写している。尊円のもがなければ、  
直ぐにも奏覧本と言いたくなるほどである。

#### 伝頼阿筆『風雅集』

古筆切ではないが、頼阿筆と伝えられる卷子装の『風雅集』  
卷十七分の二軸を、逸翁美術館が所蔵していることを、石澤一  
志氏から御教示を得た。実見された石澤氏によると、本来一軸  
であったものを分割して二軸に仕立てたものとのことである。  
国文学研究資料館編『逸翁美術館蔵国文学関係資料解題』（明  
治書院、平成）の解説に拠れば、高さは二七・六糎で、料紙は  
鳥の子であり、大きさや紙質からしても上等な造本であると言  
える。解説では言及されていないが、図版に明らかによつて、  
この卷子にも界線が五本引かれている。先に言及した伝祐春筆  
『続拾遺集』切よりも一本多いのは、歌の書出しと詞書の書出

しの間に、部立の書出し位置に相当する一本が加わっているた  
めであると、これも石澤氏に御教示をえた。賀茂季鷹の添状で  
頼阿筆としているが、その自筆短冊や自筆とされる兵庫切（続  
草庵集）等と比較して別筆であると断言できる。

竟宴の後に寄人の正親町公隆とその息忠季が中書本を書いた  
ことは先に確認したが、幸いこの両名については、藤井永観文  
庫等所蔵の「法華経要文和歌懐紙」でその筆跡を確認すること  
ができる。それらをこの と比較すると、はどちらにも似  
ていないが、は忠季の筆跡と似通っているように思われるの  
である。断定は難しいが、が中書本の残欠本である可能性を  
検討していく必要があるのではないだろうか。

以上の他にも、高松宮家蔵『御手鑑』所収の伝慶雲筆『玉葉  
集』切、大東急記念文庫蔵鴻池家旧蔵手鑑所収の伝二条為親筆  
『続後拾遺集』切等も、卷子本の断簡として注目できるもので  
あるが、前者は料紙が楮紙で慶雲真筆である可能性のあること、  
後者も為親真筆とみてよさそうなことから、検討の対象としな  
かった。また『古筆学大成11』所収の伝頼阿筆『続後拾遺集』  
切は、小松氏が「清書本を思わせる見事な筆致」とされている  
ものだが、装訂について言及が無く、巻皺も確認できないので

対象から外した。

従来から指摘のあつたものも、実際に検討してみると同類の資料が存在しており、個々の性格を明確にすることが難しく、また可能性を探つたものも、一つとして確定するには至らず、結局結論の乏しく漫然とした考証となつてしまつた。ただ、界線のある大振りな卷子本及びその断簡は、中書本である可能性が高いという傾向を、確認することができたのではないだろうか。少なくともそのような視点から、今後も検討されてよいように思うのである。ともかくも以上の検討から、鳥の子や雲紙を料紙として、撰者や能筆によつて清書された奏覧本や中書本の具体的な様子を、大凡確認することができたものと考ええる。

## 六 天皇周辺の卷子本

奏覧本や中書本の原本である可能性のある断簡は少なからず伝存するものの、現在のところ全く確認できないのは、奏覧本や中書本の表紙や軸あるいは軸紐などの原物である。見る事ができない以上、先に確認した情報から想像するしかないのだ

が、青羅表紙に螺鈿細工の紫檀軸という仕立ては、豪華な様にも思われるものの、例えば平家納経の煙びやかさこ比較する時、見劣りするものであることは否めない。さらにまた、『徒然草』第八十二段冒頭に、「うすもの表紙はとく損ずるがわびしき」と人の言いしに、頼阿が「うす物は上下はつれ、螺鈿の軸は貝落ちてのちこそいみじけれ」と申侍しこそ、心まさりして覚えし<sup>(1)</sup>とある一節は、そうした装訂の卷子本が兼好や頼阿にも馴染みある存在であり、それほど特別な仕立てではなかつたとを示しているように思われるのである。

久保田淳氏が新古典大系で右に挙げた段の脚注で引いておられる様に、藤原定家には「羅の表紙紐の玉ゆらとき風は天の河原に雲や巻くらむ」(拾遺愚草員外・二六九)〔訳注藤原定家全歌集 三〇六〇〕との詠がある。この歌は建仁二年(一一二〇)に九条良経が勧めた、いろは四十七文字を頭に置いた和歌を定家が詠み、それを見た家隆から贈られた同形式の歌に、さらに定家が同様の形式で返した歌の中に見えるものである。同じ時に良経から勧められた慈円の歌の中にも、「羅のへつしやさしくみゆるまきものした糸にも猶秋のはなこそ」(拾玉集・四五九五)と、良く似た詠を確認することができる。「ら」を

語頭に有する和語はなく、和歌に用いうる漢語も少ないので、どちらかが意識していたかどうかには拘わらず、似てしまつのは致し方ないことであつたらう。ともかくもこの二首からは、羅の表紙と卷子装の縁の深さばかりではなく、当時の卷子本に、巻紐の先端に玉の飾り（巻いた紐に挟み込む爪のようなもの）がついたものがあつたことや、下絵のあるものもあつたらしいことが知られるのである。何れも高級な本を想像して詠んでいたのであろうが、『徒然草』から読み取れる実態からしても、勅撰集奏覧本を意識していると断定することはできないであらう。

羅表紙に紫檀軸の卷子本が数多く存していたらしいことからすると、勅撰集奏覧本には勿論上質の材料が用いられていたであらうが、単なる豪華さを求めていたのではなく、書物としての格式を備えることを目的として仕立てられていたものと考えられるであらう。

その様な卷子本の格式というものを探る目的から注目されるのは、皇族や貴族の子弟が七、八歳になった時に博士からはじめて読み方を教わる儀式である、「御書始」に用いられた書籍であらう。古記録類に御書始の記事は多く存在し、使用された

書物の形態についても比較的詳しく記述されている場合が多い。御書始記事の総合的調査を行ったわけではないが、目に付いた形態に関する記述が詳細な事例を幾つか挙げてみたい。

まずは、『後拾遺集』再奏本成立と同じ年である、寛治元年（一〇八七）の十二月二十四日に催された堀河天皇の折の記録である。『中右記』同日条に拠ると、そこで用いられた『御注孝経』は、『御書主殿頭公経書之、青羅表紙、金泥外題、紫檀八角軸、上下有螺鈿、白色紙』というものであつたといふ。

書写者の藤原公経（南家・康和元年（一一〇〇）七月二十三日没）は能書であつたことが、『本朝世紀』の卒伝にも見えている。そしてその形態たるや、軸が八角であることを除くと、金泥の外題や白色紙の料紙等に至るまで、先に確認した勅撰集の奏覧本と全く同じであることが判るのである。

そしてそうした形態が故実として定形化していたことは、

『三長記』建仁三年（一一〇三）十二月二十五日条の東宮（後の順徳天皇）御書始で用いられた、天永（鳥羽天皇）の折に作成された『御注孝経』が、『羅表紙、組紐、紫角軸、摺貝花形入玉、書白色紙、盛経手跡』であつたこと、『回屋関白記』宝治二年（一二四八）十二月二十五日条にみえる後深草天皇の折

のものが、「以白色紙書之、青羅表紙、紫檀角軸、有螺鈿、縹句組紐、以金泥書外題、今度内大臣書之」というものであったこと等によって明らかである。ここで注目されるのは、軸の形状が総て角であることである。勅撰集ではその明記した例はなく、内容や目的で軸の形に区別があつた可能性はある。

またこの両記録では、組紐についての情報も新たに得ることが出来る。後者の「句」は濃から淡へと色を変色させた染め方である。因みに前者の清書者である盛経は橋本公夏筆一度本『金葉集』に一首確認できる人物であろうか。後者の内大臣は徳大寺実基であるが、共に能書としての評価を見出せていない。

また『猪隈閑白記』承元二年（一一〇八）十一月十四日条に見える、後鳥羽院皇子雅成親王の折には、近衛家実が外題を金泥で記しており、「青羅表紙、裏薄、青綾組紐、紫檀螺鈿軸、白色紙無薄、宮内権少輔行能書之」というものであつた。「裏薄」とあるのは、表紙の裏（内側）つまり見返しに薄絹あるいは薄紙を用いたことであろうか。『新千載集』の奏覧本の表紙が「裏綾」とあつたのと共通する仕立てかもしれない。「無薄」は、天理図書館所蔵の伝「一条為氏筆『貫之集』本奥書中に、「色々色紙在薄」とあることとの反対なのだと思うのが良く判ら

ない。またこの本の清書は行能が行っており、やはり能書が担当することが多かつたものと考えられる。

以上の様に、皇族の御書始で用いられた『御注孝経』の卷子の形態は、軸の形状にやや問題は残るものの、他については勅撰集の奏覧本類と極めて共通性が高いことが確認できるのであり、こうした形態が卷子の仕立て方として、公式で格の高いものであつたことが判るのである。

御書始で用いられた卷子本で確認できず、先に検討した勅撰集では確認できたものとして、『続古今集』と『風雅集』の竟宴本で用いられた水晶軸がある。その使用例を外典に探すと、鎌倉幕府執権北条時頼が將軍九条頼嗣に送つた『貞観政要』の事例を確認することができる。『東鑑』建長二年（一二五〇）五月二十七日条に抛れば、それは「水精軸、羅表紙、所納時繪箱（鶴）也」というものであつたといひ、羅表紙と共に用いられているのである。この例からすると、紫檀軸の方が水晶軸よりも格が高そうにも思われるのだが、僅かな事例で序列を定めるべきではないであろう。ただやはり、雲紙を用いること併せて、『続古今集』と『風雅集』の竟宴本は、やや異質な存在であつたことは確かである。あるいはそれは竟宴本であつた故でもあ

ろうか。竟宴に参加せず、『新古今集』竟宴本の形態を日記に記録してくれなかつた定家が恨めしく思われるのである。

それでも『明月記』の記述が有益な情報に満ちていることは確かで、例えば先に言及した、順徳天皇東宮時の御書始を記した建仁三年十二月二十五日条には、その場に着座した人々の所持していた『御註孝經』が、「やき表紙或書表紙、ぬり軸、織物、旧御書等其躰不調」（自筆本影印に抛る）という有様だったことが書き留められている。「やき表紙」は良く判らないが、「香表紙」のものもあつたということからすると、焦茶色の表紙のことであろうか。<sup>12</sup>この記述から、羅表紙・紫檀軸で仕立てられた卷子と、廷臣が所持するよつなものと格の違いを確認することが出来るのである。

ところで、羅の表紙は何に由来するのであるか。紙よりも上質の薄絹である羅の方が高価であるのかもしれないが、そんな単純な理由ではないであろう。やはりこの形態は中国から伝来した書物に由来するのではないだろうか。管見の範囲で羅表紙を有する最古の典籍は、空海が入唐中（八〇四〜六）に書写させ、また自身でも書写して持ち帰った所謂「三十帖策子」である。これらは卷子装ではなく、帙表紙を有する粘葉装である

ものの、濃紫の絹を貼った表紙を有している。後に日本においてなされたことである可能性もあるものの、この頃中国で表紙に羅を貼ることが行われていたことは確かなのではないだろうか。そしてそのことは中国においても一つの伝統になっていたと思われる。宋元時代の遺例を寡聞にして知らないのだが、明の内府本で綾表紙を用いた冊子本<sup>13</sup>が確認できること、清の四庫全書が部毎に色の異なる羅表紙を有していること等からすると、やはり高級な書物に絹織物で飾った表紙を付すことが、古くから行われていたと考えられるのである。

「三十帖策子」に限らず、これと前後して中国より羅等の絹織物の表紙を有した書籍が日本にもたらされ、日本での書籍製作に強い影響を与えたのではないだろうか。

有名な事例であるが、『紫式部日記』寛弘五年（一〇〇八）十一月十八日条に、道長が中宮に贈った手筈に入っていた本についての記述があり、「白き色紙つくりたる御冊子ども、古今・後撰集・拾遺抄、その部どもは五帖につくりつゝ、侍従の中納言・延幹と、をのゝ冊子ひとつに四巻をあてつゝ、書かせ給へり。表紙は羅、紐をなじ唐の組……」（新古典大系<sup>14</sup>）と見えている。やはり冊子体で行成や延幹等当時の能筆に書写させた

三代集の表紙が羅であつたというのである。紐に言及しているので、「三十帖策子」と同様に帙表紙であつたのであろう。

また事実ではないものの、『源氏物語』「賢木」中の藤壺主催法華八講の場面に、「日々に供養せさせ給御経よりはじめ、玉の軸、羅の表紙、帙箋の飾りも、世になきさまにとゝのへさせ給へり」（新古典大系）と、羅の表紙の経巻が登場し、紫式部の時代に高級な書物の表紙に羅を用いることが広まっていたらしいことが窺えるのである。

では何故「羅」でなければならなかつたのであろうか。「徒然草」に見えていたように、羅は傷みやすいものである。金襴や緞子が表紙に用いられるのは近世期になつてからとしても、より丈夫な絹織物があつたにも拘わらず、羅が用いられたことにはそれなりの理由があつたはずである。これも憶測でしかないのだが、羅の表紙は、紙の発明以前に用いられていた帛書の名残を留めているのではないだろうか。卷子という形態のみならず、それが生まれた時代の素材であつた絹布もこのような形で、ある時代からは無意識に尊重されていたと考えるのである。今一つ問題となるのはその色である。何故「青」でなければならぬのであろうか。伊勢の忌言で「染紙」と呼ばれた経巻、

あるいは雲紙の雲の色をみると、経の丁子染を除けば、染色された紙は圧倒的に青と紫が多いことが判る。紺紙金泥経や紫紙金泥経の解説では一般に、『法華経』等で極楽浄土が瑠璃地で覆われ、七宝で荘嚴されていると説かれることを象徴するものであると説明される様に、紫や紺は仏教的に聖なる色である。聖徳太子が定めたという冠位十二階でも、上位四階は紫と青の濃淡で表されているように、両色は高貴な色とされていた。<sup>16</sup>また禁中を紫禁・紫極なども称する様に、紫の方が青よりも尊貴であると言えるのであるが、勅撰集の奏覧本や御書始の『御

注孝経』等には、紫は用いられていないのである。これもまた憶測になつてしまつが、このことは、紫紙経が奈良時代のみで平安時代になると作られなくなることとも関連しているのではないだろうか。屏風に貼られていた雲紙短冊を見ると、青ばかりが目立つて、紫の雲が確認できないことが屢々あるように、紫の染料というものは紫外線に極めて弱いものである。紫の方が高貴であつても、褪色してしまつたのでは、永遠の仏国土を象徴する存在ではありえなくなつてしまつ。紫のそつした移ろい易さに対して、濃い青は日の光にも強いものである。この様な特性が青が紫よりも好んで用いられる理由なの

ではないだろうか。

以上迂遠胡乱な考証となつてしまつたが、勅撰集奏覧本の形態は、やはり我が国の書物において最も公式で高級な装訂と仕立てであつたことは一応確認できたものと考ええる。

## おわりに

中国において、版本の発生と共に急速に勢力を失つていった書物の原初形態である卷子装は、仏典や経書等の器として日本に伝わつたことにより、その形態自体に権威が認められるようになり、日本においては中国よりも思長く濃厚な歴史を紡いでいったのである。

そうした卷子装の権威を象徴するものが、勅撰集の奏覧本であつた。奏覧本は卷子装でなければならず、またそつであつたが故に、卷子装の権威は維持されたと言えるであらう。

例えば、勅撰集の撰集資料として院や天皇から詠進を命じられた応制百首は、冷泉家時雨亭文庫に伝存する原本で判るように、無軸ではあるものの卷子の形態を有するものであつた<sup>(47)</sup>、また撰集資料としてもちうために歌人が撰者のもとに贈つた自

撰家集も、多くは卷子装であつたようである。<sup>(48)</sup>

卷子装は権威ある装訂と認識されていたとはいへ、その形態が絶対視されていた訳ではない。天平経を始めとする多くの経巻で折本に改装されてもいるように、実用的でない卷子装は目的に応じて姿を变じることが少なくなかつた。それでも、近代に至るまで、諸芸道の伝書に装飾の華美な卷子装のものが膨大に作成され続けた<sup>(49)</sup>ことは、日本の書物における、卷子装の役割を良く示しているといえるであらう。貴人や権威者に限らず、正式に人に捧げまた与える本は、卷子装であることが望ましかつたのである。

やはり卷子装に対する認識を示すものとして、冊子から卷子に改装された書物の存在を挙げることができる。現存する歌書類でしかも中世以前の卷子装の本は、綴葉装や袋綴からの改装であるものが殆どではないだろうか。特に勅撰集などで一巻分だけが伝わる場合などは、先すつだと思つて間違いないであらう。これは卷子だと少ない分量で独立性を持ちえ、しかも権威というおまけまでが付いて来るといふ利点を目を付けて、商品価値を高めるべく、欠落のある冊子本が近世期から近代に掛けてしきりに改装された為である。一巻分に仕立てられない場合



は、半葉毎に古筆切とすれば良いのであり、どの様な残存の仕方をしていても、皆商品となりえたのである。奏覧本の存在が、こうしたある意味破壊的な改装を促したのは皮肉であるが、このようにして勅撰集が途絶えた後も、その奏覧本の形態は意識され続けたのである。

形態面ばかりに終始してしまつたが、最初から卷子装である書物というものは、奏覧や奉納などの特別な目的をもつて作成されることが多いので、能書であるばかりか、その書写態度も謹直な場合が多く、従つてその本文の信頼度や価値も高いという期待が持てることになる。文学研究に於いて卷子本に注目する大きな目的の一つはここにあるのだが、本稿ではそうした点での考察が行えなかつた。今後も卷子装の伝本調査を継続し、その様な面での検討も行つていきたいと考える。

『大鏡』等の歴史物語や絵巻を除くと、物語類に卷子の伝本は極めて少ない。歌物語の『伊勢物語』ですら冷泉家時雨亭文庫にある鎌倉写本が唯一の例であり、『源氏物語』に至つては、『水原抄』かともいわれる七海本源氏物語古註が、本文書き入れ注の形態をとつているので、これを『源氏物語』本文と言えは挙げられるくらいであろう<sup>①</sup>。また古筆切となつたものではあ

るが長門切本『平家物語』も大変稀なものである。一方『和漢朗詠集』は広義には歌書と言えるものであるが、古くから卷子装の事例が大変に多い作品である。往来物類は書道手本としての性質も強いので、当然と言えば当然なのだが、古い写本は卷子装である場合が多い。

この様な有様は、当時のジャンル意識と装訂というものの関連性を示していよう。卷子に限らず装訂の研究は、こうした面においても文学研究に絡みうるのである。今後も装訂の問題を含めた書誌学研究を行つて、その成果を文学研究に役立たせたいと考える。文字通りの管見の為、中国の資料や日本の上代資料などで未知あるいは見落とした資料も多いと思われるので、博雅の御教示をお願いしたい。

〔注〕

- (1) 中国の書物の形状については、銭存訓氏（宇津木章氏他訳）『中国古代書籍史 竹帛に書す』（法政大学出版局、昭和55）、劉国鈞・鄭如斯氏（松見弘道氏訳）『中国書物物語』（創林社、昭和58）等を参照した。
- (2) 日本における書物の歴史については、山本信吉氏「古

典籍が教える書誌字の話 』古典籍が語る 書物の文化史 。

(八木書店・平16)を参照した。

(3) 藤枝晃 『文字の文化史』(岩波書店、昭46)によれば、

敦煌から発見された折本には、梵語やチベット語の写本である貝葉の影響を受けたと覚しく、中央に紐を通す為の穴があるものがあるとのことである。ずっと後のものであるが、日本に於いても『明月記』原本のように、活用の為に卷子から折本に改装され、さらに料紙に穴を空けて紙縫か紐を通して輪にして綴じていたことが確認できる例もある。『明月記』の例が、貝葉や敦煌で発見されたような折本の影響下にあるものかどうかは、俄に判断しがたい。猶、『明月記』原本の形状については、藤本孝一氏『明月記』卷子装の姿(『日本の美術』45)、至文堂・平16・3)を参照されたい。

(4) 注1所掲書と、注3所掲の『文字の文化史』「十五 木版印刷」、小川靖彦氏『萬葉字史の研究』(おうふう・平

19)等を参照した。

(5) 注4所掲書「九 巻物の尊厳」を参照。

(6) 柳節節男氏はこうした見解を受けて逆に、「平安時代以

降に帖装本・冊子本が作られるようになると、勅撰和歌集の奏覧本が卷子本であったこと等から、卷子本は書物の装訂における主流で公的存在になったとする見解もある」と、『宮内庁書庫渉獵 書写と装訂』(おうふう・平18)で述べておられる。

(7) 橋本不美男『原典をめざして 古典文学のための書誌』では、『後宇多院勅撰口伝』から同様の記述が引用されている。同書は宮内庁書陵部蔵『歌書書留』(伏・一七四)に『懷紙秘書并会席之作法』『和歌書様』等と共に合写されており、末尾に「正応六年三月一日かきてふかく箱の底にをさめて…」等とあり、後宇多院の御筆で万秋門院にまいらせたものを写したとするが、その内容は『愚秘抄鶴末』に極めて近く、同書の略本系の異本として位置づけることも可能であると思われる。以下の『愚秘抄』からの引用部分についても、歌学大系本に近い内容なので、ここでは引用することをしなかつた。

(8) 『冷泉家時雨亭叢書40 中世歌学集 書目集』に拠り、清濁や句読点を私に附した。

(9) 『新日本古典文学大系29』に附載の筑波大学図書館蔵里

村昌純寛文十年書写本翻刻に拠る。

- (10) 因みに、『源氏物語』「絵合」の巻で、右の弘徽殿方が提出した『宇津保物語』の「俊隆」巻の絵巻は、「しるきしきし、あをきへうし、きなる玉のちく」(大島本)であった。また、『小右記』永延元年(九八七)五月四日条には、阿弥陀経と般若心経を「白色紙、銀筋」の料紙に書写したことが見え、『九曆』天曆四年(九四二)八月四日条に、立太子に際し延暦寺の三綱らが作した賀表が「美濃白色紙」に書かれていたことが見えること等からすると、「白色紙」は経典に用いられた紺や黄色の染紙のように、楮紙系のやや厚手なもので、打つなどして繊維の間を潰し、表面を滑らかにした、書きやすく絵の具の乗りも良い、白くて美麗な紙であったのではないだろうか。
- (11) 静嘉堂本は「訖」。天理本により改める。
- (12) 「摺り具」とも称するので、「こもそう」判断する。
- (13) 一度漉いた紙の上下に染めた紙料を雲の形になるように漉き重ねて作られる紙を、「雲紙」あるいは「うちくも(り)紙」等と呼ぶが、漢字の宛方はさまざまで、「内曇」・「打曇」・「内雲」・「打雲」・「裏陰」・「内陰」等と記されたようである。久米康生氏『和紙文化辞典』(わがみ堂、平7)の「うちくもがみ」項等を参照。
- (14) 「絵」は「陰」の誤写であろう。書陵部蔵本で確認したのが明確に「絵」と記されていた。
- (15) 「文具」については不明であるが、「具」は「貝」で、前の文字と共に「資季卿記」にあるように螺鈿を意味する可能性もあるうか。
- (16) 清氏は『新千載集』に初入集で四首入集(同集のみ)。その内の一首は撰者為定との贈答である(一七四〇・一)他、卷十神祇部では卷軸の尊氏歌の直前に配されており、有力武家歌人として遇されているのは明らかである。
- (17) 歌神としての住吉神については、竹下豊氏「住吉の神の歌神化をめぐって」(『上方文化研究センター研究年報』1、平12・3)、拙稿「歌神としての住吉明神」(『鍊仙』五二八、平成16・11)等を参照いただきたい。
- (18) 第十三代の『新後撰集』で初めて置かれた撰者の援助役である連署に、国冬・国道父子(実は兄弟)が就いたのを始めとして、第十五代『続千載集』でも同じ両人が、第十六代『続後拾遺』では国道・国夏(国冬実子)兄弟

が任じられており、『新千載集』でも国量(国夏息)が加わっている。本来ならば国量が箱を調進するはずだったのであろう。因みに第二十代の『新後拾遺集』では、国量・国貴(国量弟)・国久(国量息)が連署となっている。

(19) 岩佐美代子氏「二十一代集各巻の巻頭、巻軸歌作者とその玉葉集における特色 附「定成朝臣筆玉葉集正本」考」、『和歌文学研究』44、昭56・8、後に『京極派和歌の研究』(笠間書院、昭62)に所収、同氏『玉葉和歌集全注釈』別巻(笠間書院、平成8)の解題参照。

(20) 部分的な奏覧の後、その奏覧本の下げ渡しを受けて全体を完成させ(これを終功という)改めて下命者に進上すること。実質的な意味での奏覧に当たる。福田論文や『和歌大辞典』「返納」項(井上宗雄氏執筆)参照。

(21) 不和の一因には『諸雜記』に見える、撰集に加わった撰者為重の息の僧侶の身勝手な振る舞いが引き金となった可能性もある。

(22) 井上宗雄氏前掲書では、再度の中書に加わった尊範が問題の為重息である可能性を示唆しておられる。

(23) 『散木奇歌集』に「新院より御扇を給ひて歌かきてまゐ

らすべき仰ありければ」(七〇一)・「堀河院御時に女御殿の御方にまゐりたりけるに、人のあふぎ手ならひをせさせればかきつけ侍りける」(一〇七六)・「人のもとより巻物に手ならひして」(一三三四)等が確認できる。

(24) 磯部彰氏「資料紹介 東北大学附属図書館蔵三春秋田家旧蔵本『風雅和歌集真名序』(尊円筆)」、『文芸研究』(東北大学)88、昭53・6、久曾神昇氏『奏覧本風雅集』(『仮名古筆の内容的研究』ひたく書房、昭55)、次田香澄『風雅和歌集序・第一巻(一部)の原本の出現 風雅集正本復元への階梯』(『国語と国文学』57、9、昭55・9)、

岩佐美代子氏『風雅和歌集全注釈 下巻』解題(笠間書院、平16)など参照。猶、久曾神氏旧蔵の二軸は、『思文閣古書資料目録』善本特集14、平14・7に掲載されている。

(25) 確かに同本の第三十行五文字目「臨」字の右傍に、小さく「温」と同筆で書き込まれている。

(26) 『尊円親王筆』『風雅和歌集』『奏覧正本の断簡』(『国文鶴見』37、平15・3)。

(27) 巻十七巻頭は大東急記念文庫蔵鴻池家旧蔵手鑑に貼り込まれているものであるが、末尾に余白があり、前注次

田論文で、巻頭三首のみを書いたものとされている。『大東念記念文庫善本叢刊中古中世篇別巻三手鑑鴻池家旧蔵』(汲古書院、平16)の久保木秀夫氏解説では、「当該断簡には巻き皺が多く認められ、その点もと巻子装だった」と考えられるものの、末尾に紙継ぎ痕跡がなく、余白に三字分の擦り消しがあること等が指摘されている。擦り消しのあたりは作者の書き出し位置に該当するので、「述懐の歌の中に」との詞書をとばして、「左兵衛督直義」の「左兵衛」を書いてしまったので、これを用いなかった可能性はあるのではないだろうか。真名序の書き損じの様にこれも捨てられなかったと考えるのである。巻き皺については、これが掛軸とされていた頃に付いたものと考えれば説明が付くかもしれない。但し、巻子装による巻皺と、掛軸の皺の違いについて、確かな見識があつての

説ではない。今後検討してみたい。

(28) 改装時などに化粧裁ちされていると考えられるが、最も紙高の高いものは、久曾神氏旧蔵真名序の二八・一纏である。データは注24次田論文に拠る。

(29) 久保木秀夫氏「伝伏見院筆」嘉元元年十月四日歌合」

一卷(部分)。(『語文(日本大学)』108、平12・12)参照。  
(30) 岩佐美代子氏も注24解題の中で、「当時の高級装飾料紙であつた藍内曇紙を「料紙下品之間」と記しているのは、今ひとつ意味が分からない」と記しておられる。

(31) 巻子装であつた勅撰和歌集の切で、二本以上の横墨界が存する例は後述のようなものがあるが、金界は大変に珍しい。つれの存在を一葉確認しており、この他にもあるように仄聞している。雲紙のもの共々、より多くのつれを確認した上での総合的な研究を期待したい。

(32) 簡単な識別法は、「乃」を字母とする仮名「の」をみて、一画目の横線が短いものが堯孝で、それが右上がりになり長いものが雅世のものである。

(33) 徳岡氏は雲母を漉き込むとされるが、雲母を後時きした可能性も考えられるのではないだろうか。

(34) 左上に花押の一部のような薄墨があるが、何を意味するものか不明。

(35) 哀傷部であるので細断されなかつたものが。解説によると二六・一×四七・五纏。右の余白部分に、上下に対になって四箇所の綴じ穴のようなものが確認できる。ど

の様な目的で開けられたものか不明である。

- (36) 小林強氏が「伝承筆者別十三代集古筆切一覽稿(上)」  
『大東書道研究』11、平15・6)の中で、「八勝堂書店古  
書目録10(平10・7)所収の「六三 尊尊寺行尹 続後  
撰集」(八一一番)をつれと認定しておられる。
- (37) 『国宝手鑑翰墨城』(昭54、中央公論社)の解説でも小  
松氏は「為家の時代とほぼ同時期と思われる」と述べて  
おられる。また『古筆手鑑大成7 あげぼの(下)』(昭  
61、角川書店)の解説では、杉谷寿郎氏が「その筆は為  
世筆とされる五条切(『続千載集』)と同じものである」と  
指摘されている。
- (38) 仮にこの切が為家筆でないとしても、その身近な右筆  
的存在の手でもなければここまで似ることはないだろう。
- (39) 石澤一志・酒井茂幸氏「東京国立博物館蔵・短冊手鑑  
「振古仙雅」「古今吹万」をめぐって 付、京都女子大  
学図書館蔵 吉沢文庫本「振古仙雅」(板本)影印」  
『研究と資料』44、平12・12)、企画展珠玉の書 短冊手  
鑑の世界( MOA美術館、平14)等を参照いただきたい。
- (40) 『古筆学大系11』の「頼阿(一)」をもつれと認定する  
のは問題があるが、淨弁の他に行忠との異伝を有するも  
のも寄せてあることには敬服するしかない。
- (41) 正徹筆本を底本とする新古典大系本に拠る。流布本系  
と特に異同はない。
- (42) 『中右記』嘉保元年(一〇九四)年三月十九日条に見え  
る、郁芳門院の大幅若経書写供養で作成されたものは、  
「白紙、焼表紙、黒軸」であったとある。
- (43) 例えば、慶應義塾図書館所蔵の万曆三十四年(一六〇  
六)刊『遼史』(一〇〇四・九)十二冊は、原装の柑子色  
瑞鳥瑞雲文綾表紙を有している。
- (44) 同じく、慶應義塾図書館所蔵の乾隆年間(一七三六)  
九五)写『周易函書別集』(一一〇X・五〇四)は、南方  
三閣本で、経部なので緑色の原装羅表紙を有している。  
因みに藍色は子部のものである。以上の中国典籍につい  
ては、同僚の高橋智氏に御教示を得た。ところで、日本  
の近世中期以降に多く見られる三椋の薄様を用いた版本  
の表紙が、青や黄の羅表紙である場合が多いのは、明清  
朝の影響を受けたものなのか、日本国内での伝統に由来  
するのは興味深い問題である。

(45) 平安後期頃に纏められた有識故実書である『類聚雜要

抄』の巻四北庇具の手筈の図には、『羅表紙』と注記され

る「造紙」(冊子)の『万葉抄』、『後撰集抄』、『古今上下抄』

が納められており、書名は異なるものの、高い共通性を

示している。この手筈は、川本重雄・和泉和子氏編『類

聚雜要抄指図巻』(中央公論美術出版、平10)所収の川本

氏『類聚雜要抄』と『類聚雜要抄指図巻』で、藤原師

実妻の源麗子の調度である可能性が指摘されている。

(46) ただし冠位制度の変更と共に言は次第に下位の色となっ  
ていく。

(47) 『冷泉家時雨亭叢書』第三十四・三十五巻を参照いた  
きたい。

(48) 例えば、日比野浩信氏「伝慈円筆『公経集』切につ  
いて」(『和歌文学研究』93、平18・12)、石澤一志氏「実

兼集』の成立とその性格」(『和歌文学研究』87、平15・  
12)等を参照いただきたい。

(49) 注4所掲書「九巻物の尊厳」にも、「武術や遊芸の免  
許皆伝書は巻物であつたらしい」との指摘があるが、そ  
の残存数は膨大であり、経巻を除くと卷子装の大半はこ

の類ではないだろうか。

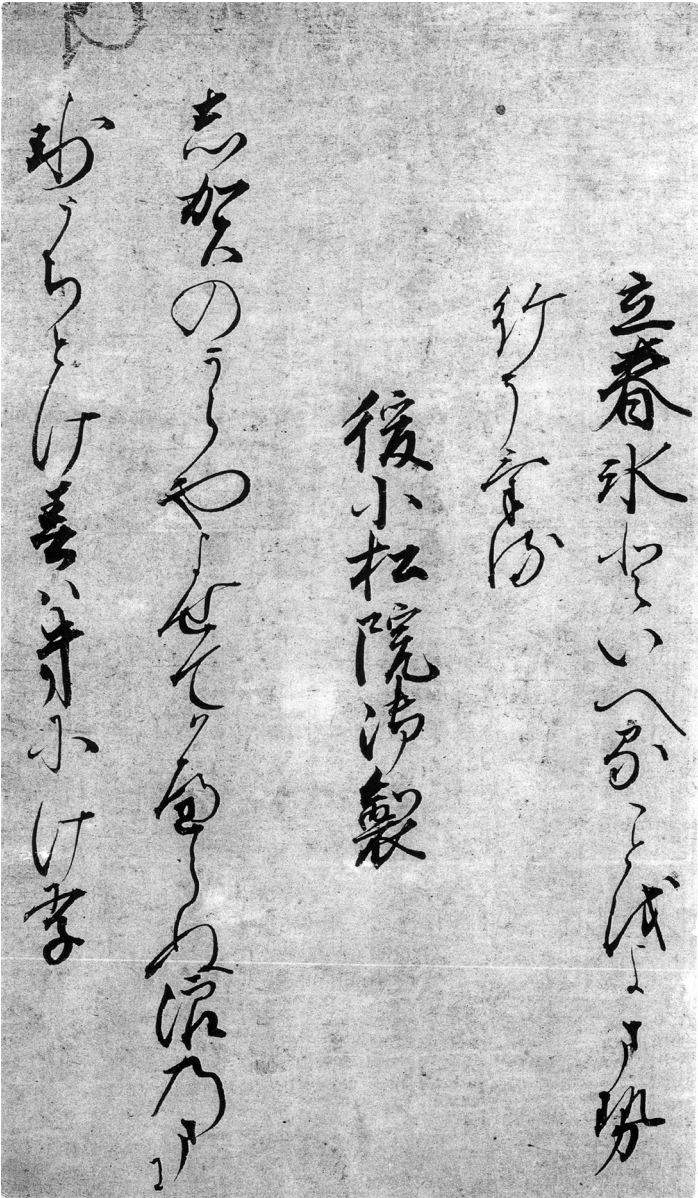
(50) 『冷泉家時雨亭叢書』第四十二巻参照。

(51) ちなみに、伝為家或いは為氏筆とされる河内本の一巻

毎の卷子本も、河内本に特徴的な大振りの冊子を改装し

たものなので、注意が必要である。

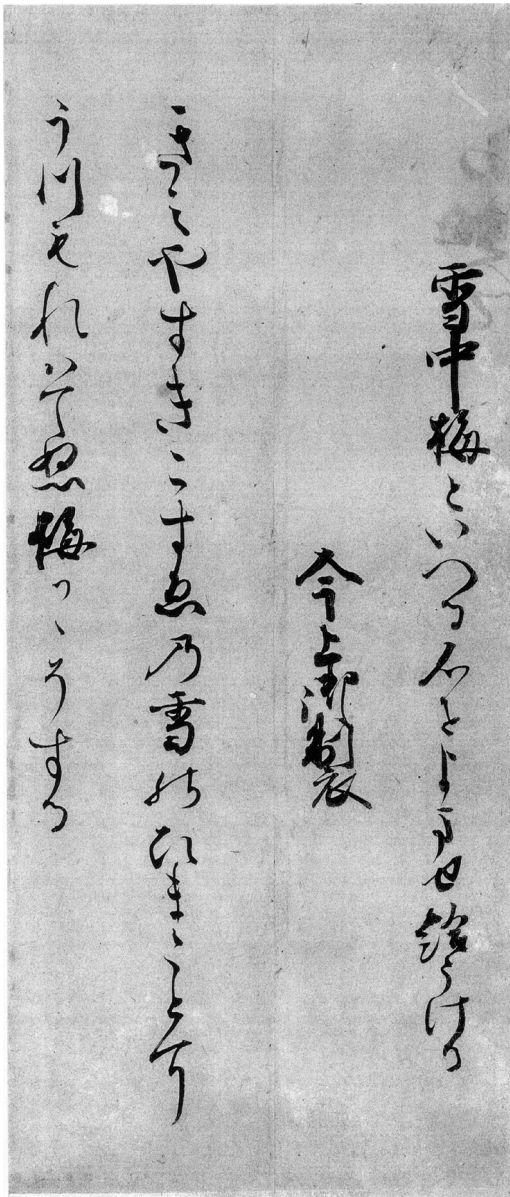
〔補記〕本稿は、平成十九年三月十七日に慶應義塾大学三田  
キャンパスで催された、「慶應義塾中世文学研究会二〇〇回記  
念シンポジウム『中世文芸の王権とレガリア』」において、「王  
権の標章としての装丁 卷子装をめぐる諸問題」と題して  
発表した内容に、大幅に増補改訂を加えたものである。当日  
多くの御意見を頂戴した諸氏、そして貴重な御教示を得た石  
澤一志氏、多大な学恩を蒙った小林強氏に御礼申し上げたい。



図版 1 飛鳥井雅世筆『新続古今集』切







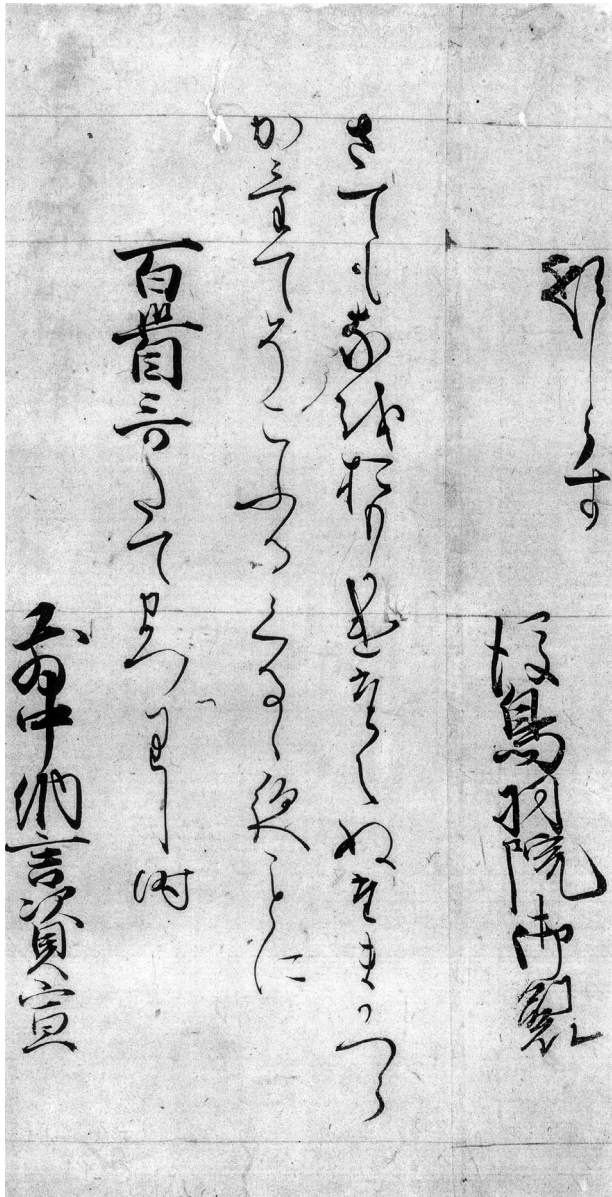
雪中梅とつるふとよる名鐘をける

今上御製

ふとよる名鐘をける

うけえれそ思梅のころする

図版3 伝二条為世筆『続千載集』切（五条切）



図版 4 伝中臣祐春筆『続拾遺集』切